

## これからの大学体育のあり方 体育施設、体育組織、保健体育教育のあり方等について

著者	雑古 哲夫, 中川 昌幸, 三浦 敏弘, 岩田 家正, 伴 義孝
雑誌名	研究センター報
巻	19
ページ	125-166
発行年	1995-03-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/1990">http://hdl.handle.net/10112/1990</a>

# これからの大学体育のあり方

—— 体育施設、体育組織、保健体育教育のあり方等について ——

雑古哲夫, 中川昌幸, 三浦敏弘, 岩田家正, 伴 義孝

## 〔はじめに〕

文部省が30年にわたり実施している「体力・運動能力調査」では、児童や少年の身体的な力を判断するテスト項目の約 $\frac{1}{3}$ が東京五輪当時のデータを下回っており、中学2年の男子で身長が8.2cm、体重が7.9kg増加したのに対し、「立位体前屈」では、男子-3.98cm、女子-2.74cmと、延べ98項目のうち32項目が記録を下回っていた。10年前までの記録は全体的に向上し、特にこの10年間で低下傾向が続き、体格の大型化と、体力・運動能力の低下というアンバランスの状態は、運動量より質が重要であると大学保健体育教育に示唆している。

平成3年7月1日施行の「大学設置基準の一部を改正する省令」により保健体育科目をはじめ大学教育の改革が迫られている。関西大学の正課体育では、体育学教室から先立って提起して、昭和63年度から改定カリキュラムを適用してきた。しかし平成6年度に開設された総合情報学部、2部移転等の学内事情の急変期を迎え、現行制度の保健体育科目について、設置者及び教員はどのように対応すべきか、生涯体育、健康と大学のあり方を再考する必要がある。

本研究は、関西大学文学部体育学教室の課題研究班を主たる立案者として13名の専任教員で構成する体育学教室の協力を得て、平成3年度関西大学共同研究として国内の各大学における保健体育教育の実施状況等をアンケート調査し、その集計項目から体育施設、体育組織機構、保健体育教育のあり方、等に関する項目を抽出し、教室の専任教員と非常勤講師数名で構成する千里山体育学研究会で検討したものであり、平成5年度に報告した「これからの大学体育の

あり方」に続けて考察を加えたものである。

## 〔調査対象〕

全国の国立大学、公立大学、私立大学、全514大学（平成3年度版『全国大学一覧』文部省大学課監修による）を調査対象とし、平成3年度における実績の回答を要望し、調査票冊子「保健体育教育の実施状況等に関する調査」（B5版31頁）を、各大学の「保健体育主任教授」宛で、平成4年2月25日に送付し、最終回収期日を平成4年7月末日とし228大学（回収率44.4%）の有効回答を得た。

## 〔分析方法〕

調査結果を多方面から考察する為、有効回答を得た228大学を以下の4通りの方法で分類した。

- ①国立大学、公立大学、私立大学。（以下、国公私立大学）
- ②男女共学、女子大学。（以下、男女別大学）
- ③総合大学、単科大学。（以下、総合単科大学）
- ④会議体を有する大学、会議体の無い大学。

※④について：複数の保健体育の専任教員が参加して定期的に行う「体育学教室会議」等の「会議体」が存在した大学が、有効回答大学数224校のうち、45.5%（102校）の大学でしか存在していない。この現状から、会議体の有無による分類で、体育施設、体育事務組織、保健体育教育のあり方等に、どのような相違点があるのかを中心に考察を加えた。

## 〔抽出内容〕

- I. 体育施設について

- 〔1〕 体育施設の所在地に関する設問
  - 〔2〕 授業運営と保有体育施設の関係
  - 〔3〕 体育施設不足の大学における授業運営
  - 〔4〕 体育施設の新設、増設計画
  - 〔5〕 体育施設の新設、増設計画の理由
  - 〔6〕 過去の体育施設の取り壊し、転用
  - ②必修科目としての保健体育科目の存在
  - ③卒業所要単位としての選択科目の保健体育
  - ④自由科目としての保健体育科目
  - 〔8〕 保健体育科目の在り方に関する検討
  - 〔9〕 新方針の概略
  - 〔10〕 新カリキュラムの検討、現行カリキュラムの存続における中心的な論点
- II. 体育組織機構について
- 〔1〕 正課体育専用の事務組織機構の有無
  - 〔2〕 保健体育教育に関する全学的委員会組織
  - 〔3〕 保健体育教育に関する研究組織
- III. 保健体育教育の「あり方」について
- 〔1〕 大学教育問題検討機関
    - ①大学教育の在り方を検討する機関
    - ②大学教育と体育
  - 〔2〕 一般教育全般の全学的、恒常的組織
  - 〔3〕 保健体育の現行カリキュラム採用時期
  - 〔4〕 過去のカリキュラム改訂の経緯
    - ①旧カリキュラムの採用期間
    - ②現行カリキュラムへ改定した中心的な論点
  - 〔5〕 保健体育教育の在り方の検討
  - 〔6〕 学部新設・増設・再編成等の計画の有無
  - 〔7〕 新学部の設置申請に向けて全学的な委員会等で検討中の大学
    - ①カリキュラム編成と体育教員の意見
- IV. その他の項目
- 〔1〕 課外体育との関係
    - ①正課体育の教員が職務上直接関与する課外体育の指導体制、制度の存在
    - ②課外体育の指導体制、制度の存在している大学のプログラム提供
  - 〔2〕 アンケート記入責任者への個人的質問
    - ①体育の名称変更
    - ②教養科目の体育の位置づけ

#### [調査結果]

回収された有効回答大学の集計結果を上述の総計、国公立大学、男女別大学、総合単科大学に分類した。そして各項目ごとに会議体の有無を調査した集計結果を表1. に示す。この総計の値が、これからの調査結果の会議体の有無による分類となる。

表1. 会議体の有無について

	会議体 有 (%)	会議体 無 (%)	有効回答大学
総 計	122 (54)	102 (46)	224
国立大学	41 (87)	6 (13)	47
公立大学	6 (27)	16 (73)	22
私立大学	75 (48)	80 (52)	155
男女共学	102 (57)	77 (43)	179
女子大学	20 (44)	25 (56)	45
総合大学	83 (72)	33 (28)	116
単科大学	39 (36)	69 (64)	108

会議体を有する大学は国公私立大学の分類では、国立大学が87%、総合単科大学の分類では総合大学が72%、男女別大学の分類では男女共学が57%と高く、総計においても54%の大学において会議体を有している。また、会議体の無い大学は、国公私立大学の分類では公立大学が73%、総合単科大学では単科大学が64%、男女別大学では女子大学が56%と高い数値を示した。

## I. 体育施設について

### 〔1〕体育施設の所在地に関する設問

貴学の体育施設の所在地についてお答えくださいとの設問に関する有効回答大学数は227校で、以下に選択肢及び結果(表2. 図1.)を示す。

#### 選択肢

a: 体育施設は、全てメインキャンパス内に集中して所在している。

表2. 体育施設の所在地について

種別	a	b	c	d	e	f	g	有効件数
総計	74.0	4.0	0.4	14.1	2.6	2.2	5.3	227
国立大学	68.1	4.3	0	12.8	8.5	0	8.5	47
公立大学	91.7	0	0	12.5	0	0	0	24
私立大学	73.1	4.5	0.6	14.7	1.3	3.2	5.1	156
男女共学	71.8	4.4	0	16.6	3.3	1.1	5.5	181
女子大学	82.6	2.2	2.2	4.3	0	6.5	4.3	46
総合大学	65.3	5.1	0	22.0	5.1	0.8	5.9	118
単科大学	83.5	2.8	0.9	5.5	0	3.7	4.6	109
会議体有	68.6	3.3	0	19.8	4.1	0.8	6.6	121
会議体無	80.4	4.9	1.0	6.9	1.0	3.9	3.9	102

(%)

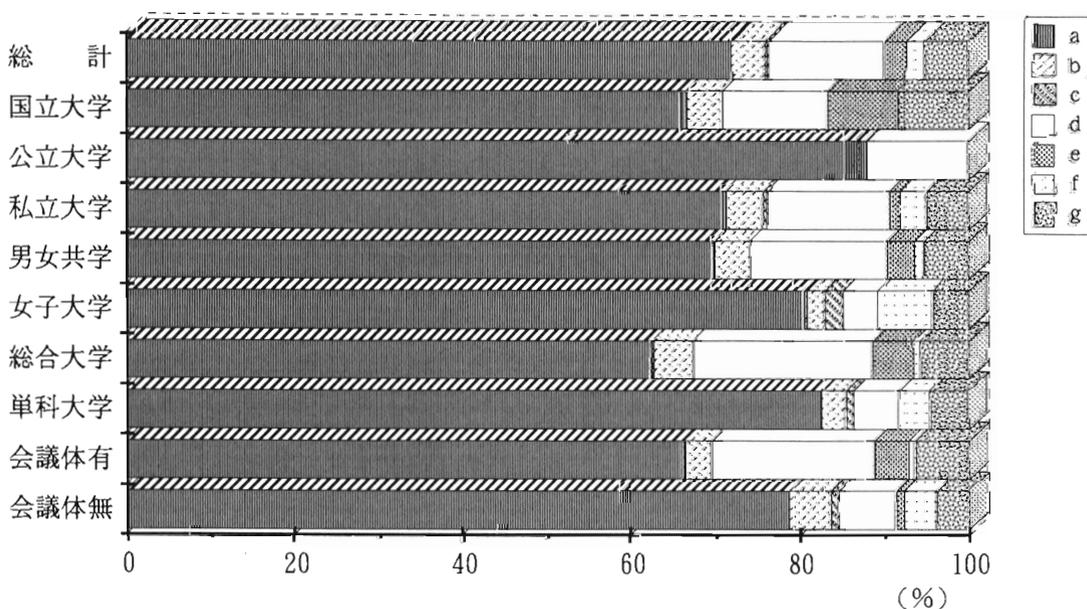


図1. 体育施設の所在地について

- b：体育施設は、ほんの少しメインキャンパスに所在し、多くは学外に孤立している。
- c：体育施設は、全てメインキャンパス外に所在している。
- d：体育施設は、殆どメインキャンパスに所在しているが、その他のキャンパスにも分散している。
- e：体育施設は、それぞれの学部のカンパスに点在し、それぞれの学部で独立して運用されている。
- f：大学専有の体育施設は殆どない。
- g：その他。

総計において74.0%の大学では、体育施設は全て、メインキャンパス内に集中して所在し、14.1%の大学では、体育施設は殆どメインキャンパスに所在しているが、その他のキャンパスにも分散していた。国公立大学別に比較すると国立大学の8.5%の大学では、体育施設がそれぞれの学部のカンパスに点在し、学部ごとに独立して運用されている。公立大学の91.7%は、体育施設は全てメインキャンパスに集中して存在しており、体育施設の不足している大学は皆無であった。私立大学の14.7%は、体育施設は殆どメインキャンパス内に所在しているが、その他のキャンパスにも分散していた。男

女別大学では、女子大学の2.2%が、体育施設の殆どを学外に孤立して有しており、大学専有の体育施設を殆ど有していない大学が6.5%存在した。総合単科大学で比較すると、総合大学の22.0%は、体育施設の殆どはメインキャンパスに存在するが、その他のキャンパスにも存在している。会議体の有無で比較してみると会議体を有する大学の19.8%は、体育施設の殆どはメインキャンパスに所在しているが、その他のキャンパスにも点在していた。また、体育施設が学部ごとのキャンパスに点在し、それぞれの学部で独立して運用されている大学は存在しなかった。

## 〔2〕授業運営と保有体育施設の関係

体育実技の授業運営と保有体育施設の関係についての設問に対する有効回答大学数は228校で、選択肢及び結果(表3. 図2.)を示す。

### 選択肢

- a：体育施設が充分にあり、授業運営にはまったく困らない。
- b：まあまあ授業運営には困らない。
- c：体育施設が、学生数に比して不足なので授業運営の工夫で切り抜けている。
- d：体育施設が全く不足しているので、日常的

表3. 体育実技の授業運営と保有体育施設の関係

種 別	a	b	c	d	e	f	有効件数
総 計	8.8	50.0	39.0	2.2	2.2	1.8	228
国立大学	8.5	38.3	53.2	0	0	4.3	47
公立大学	8.3	62.5	29.2	0	0	0	24
私立大学	8.9	51.6	36.3	3.2	3.2	1.3	157
男女共学	8.8	50.5	39.6	2.2	1.6	1.6	182
女子大学	8.7	47.8	37.0	2.2	4.3	2.2	46
総合大学	9.2	44.5	45.4	1.7	0.8	0.8	119
単科大学	8.3	56.0	32.1	2.8	3.7	2.8	109
会議体有	9.8	42.6	48.4	0	0	1.6	122
会議体無	7.8	58.8	27.5	4.9	4.9	2.0	102

(%)

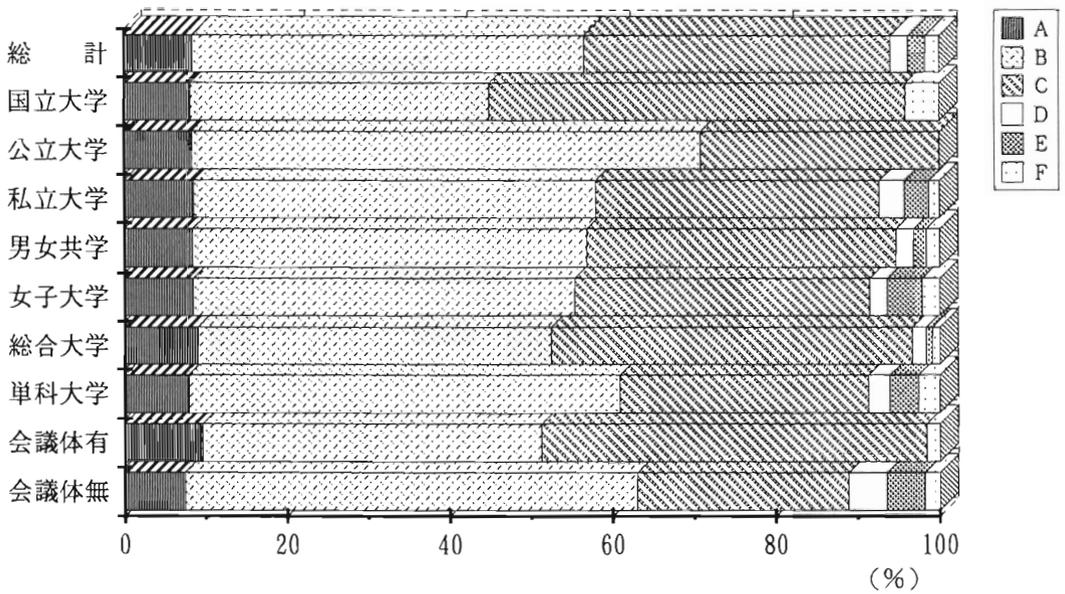


図2. 体育実技の授業運営と保有体育施設の関係

に商業施設等を借用しなければならない。

- e : 体育施設はほとんど保有していないので、カリキュラム編成に大きな障害が起きている。
- f : その他。

総計では50.0%の大学で授業運営に支障をきたしておらず、39.0%の大学は体育施設の不足を授業運営の工夫で切り抜けている。国公立大学では、国立大学の53.2%は、体育施設不足で授業運営の工夫で切り抜けているが、体育施設不足のため商業施設を利用して授業をおこなっている大学、カリキュラム編成に支障をきたしている大学は存在しない。公立大学では62.5%の大学が授業運営には困っておらず、商業施設を利用して授業をおこなっている大学、カリキュラム編成に支障をきたしている大学の存在もなかった。会議体の有無でみると、会議体を有する大学では、商業施設を利用して授業をおこなっている大学、カリキュラム編成に支障をきたしている大学は存在しなかった。

〔3〕体育施設不足の大学における授業運営  
上記〔2〕の設問において体育施設が、学生数に比して、不足なので授業の運営工夫で切り抜けていると回答した大学は、体育実技の授業運営にどのような工夫を行っているのか、との複数回答の設問に関する有効回答大学数は90校で、以下に選択肢及び結果（図3. 表4.）を示す。

#### 選択肢

- a : 日常的な授業においても学外の商業施設を使用する授業を併用している。
- b : 集中授業や合宿授業を実施し、学内で実施する通常の一般授業のクラス数の緩和に努めている。
- c : 体育実技の授業運営は、クラス定員を多くするなどして、なおざりにせざるを得ない。
- d : 日常的に、体育実技の授業は複数クラスの合併で行い、施設不足をカバーしている。
- e : 特に屋内施設の絶対面積が、学生数に比して、不足なので、雨天時には体育実技のクラスは合併授業で合同体操等を行ったり、一般の「教室」を利用して理論教育を行う

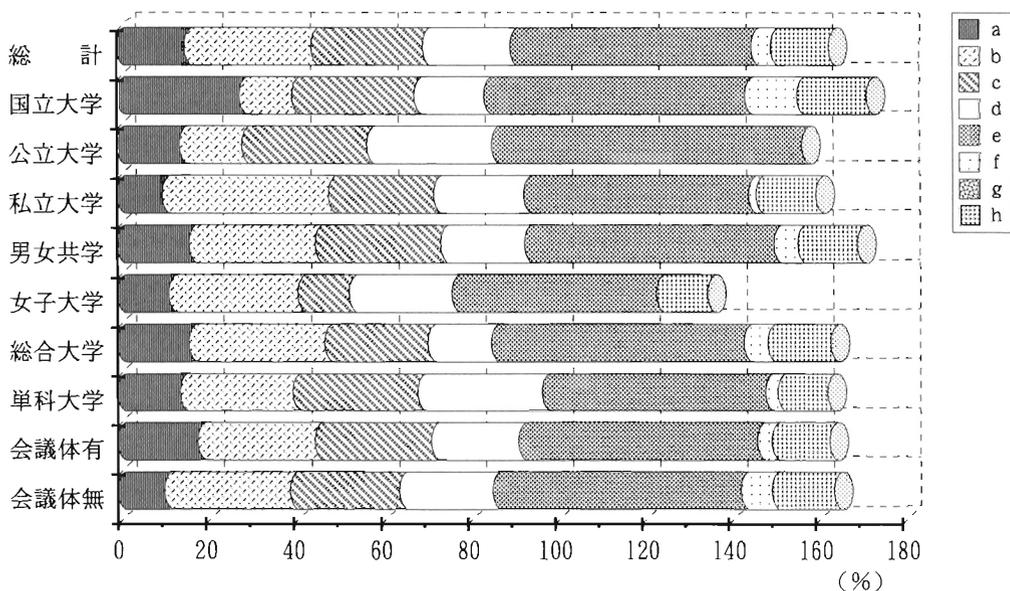


図3. 体育施設の不足な大学における授業運営の工夫について

表4. 体育施設の不足な大学における授業運営の工夫について

種別	a	b	c	d	e	f	g	h	%合計	有効件数
総計	15.6	28.9	25.6	20.0	55.6	4.4	0	13.3	163.3	90
国立大学	28.0	12.0	28.0	16.0	60.0	12.0	0	16.0	172.0	25
公立大学	14.3	14.3	28.6	28.6	71.4	0	0	0	157.1	7
私立大学	10.3	37.9	24.1	20.7	51.7	1.7	0	13.8	160.3	58
男女共学	16.4	28.8	28.8	19.2	57.5	5.5	0	13.7	169.9	73
女子大学	11.8	29.4	11.8	23.5	47.1	0	0	11.8	135.3	17
総合大学	16.4	30.9	23.6	14.5	58.2	5.5	0	14.5	163.6	55
単科大学	14.3	25.7	28.6	28.6	51.4	2.9	0	11.4	162.9	35
会議体有	18.3	26.7	26.7	20.0	55.0	3.3	0	13.3	163.3	60
会議体無	10.7	28.6	25.0	21.4	57.1	7.1	0	14.3	164.3	28

(%)

ように工夫している。

f：屋内体育施設が絶対不足なので、雨天時には体育実技の授業は休講にせざるをえない。

g：年間計画で、体育講義偏重のカリキュラム編成を行い切り抜けている。

h：その他。

総計において55.6%の大学は、屋内の施設が少ないので、雨天時には合併授業、教室での理論教育をおこなっている。集中授業や、合宿

授業をおこない、一般授業のクラス数を緩和させている大学は28.9%で、体育実技の授業運営は、クラス定員を多くするなどして、なおざりにせざるを得ないと回答した大学は25.6%であった。また、年間計画で、体育講義偏重のカリキュラムを組んでいる大学は存在しなかった。国公私立大学の比較では、国立大学は、屋内の体育施設が不足なので休講にせざるをえないと答えた大学が12.0%と多い。公立大学は、

屋内の施設が少ないので、雨天時には合併授業、教室での理論教育をおこなっている大学が71.4%と多いが、体育施設不足のため、雨天時に休講をせざるを得ない大学は存在しなかった。私立大学では37.9%の大学が、集中授業や合宿授業を実施し、通常的一般授業を減らしていた。男女別大学の比較では、男女共学の28.8%が、体育実技の授業運営を、クラス定員を増やすなどしてなおざりにせざるを得ないと回答しており、女子大学の2倍以上の数値であった。

会議体の有無で比較すると、会議体を有する大学は、学外の商業施設を利用する授業を併用して行なっている大学が18.3%と多かった。

#### 〔4〕体育施設の新設、増設計画

現在公的機関で検討されている、新たな体育施設の新設、増設計画がありますか、との設問に関する有効回答大学数は215校で、以下に結果(図4.)を示す。

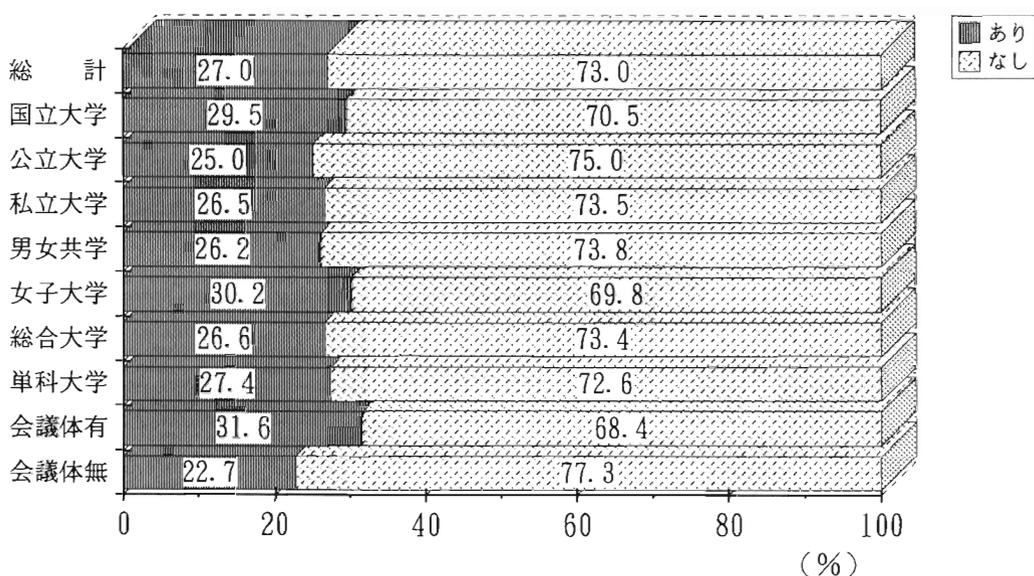


図4. 体育施設の新設、増設計画について

総計において27.0%の大学が学部の新設増設計画を有している。国公立大学の比較では、国立大学が29.5%、男女別大学の比較では、女子大学が30.2%、総合単科大学では、単科大学が27.4%、会議体の有無で比較すると会議体を有する大学が31.6%と高い数値を示した。

#### 〔5〕体育施設の新設、増設計画の理由

体育施設の新設、増設計画がある場合の理由についてお答えくださいとの2つ以内の複数回答の設問に関する有効回答大学数は60校で、

以下に選択肢及び結果(図5.)を示す。

#### 選択肢

- a: 学内の関連機関の検討で、課外体育も含めて体育振興の必要性が要望されていたから。
- b: 新学部の設置計画等の関係で。
- c: 学生の臨時定員増の実施にともなって。
- d: その他。

総計において60.0%の大学で、課外体育も含めて体育振興の必要性が要望されていた。また、23.3%の大学は新学部の設置計画等の関係で、10.0%が学生の臨時定員増の実施にともなっ

ての理由であった。国公立大学で比較してみると、私立大学では新学部の設置計画の関係で体育施設が新設、増設される大学が34.1%であるのに対して、国立大学、公立大学では皆無であった。男女別大学の比較では、男女共学においては、学生の臨時定員増の実施に伴っての新設、増設される大学が12.5%であるのに対して、女子大学ではその理由による回答はなかつ

た。総合単科大学の比較では総合大学が体育振興の必要性の要望が68.8%で、単科大学は新学部の設置計画の関係が28.6%と高い数値を示した。会議体の有無で比較すると、会議体を有する大学では、体育振興の必要性からと回答した大学が64.9%と高く、会議体の無い大学では新学部の設置計画等で新設、増設されるが26.1%と高い値を示した。

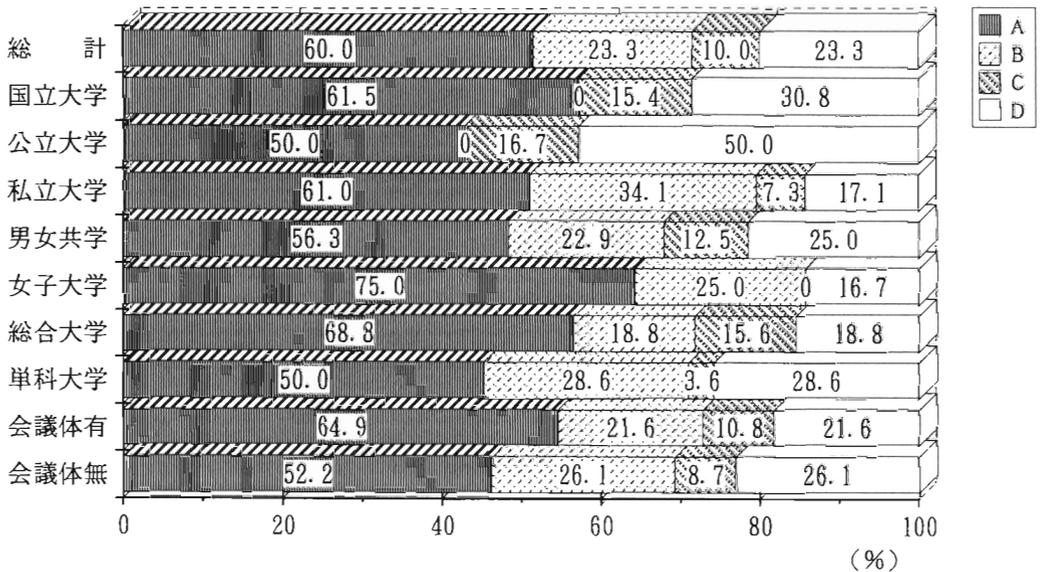


図5. 新設、増設計画の理由

〔6〕過去の体育施設の取り壊し、転用

過去10年程の間に、体育施設（グラウンド等）を取り壊したり、体育施設を他の恒久的な施設に転用したりしたことがありますか、との設問に関する有効回答大学数は220校で、以下に結果（図6.）を示す。

総計において14.5%の大学では、過去に体育施設の取り壊し、転用がおこなわれていた。国公立大学の比較では、公立大学が25.0%、男女別大学の比較では男女共学が15.3%、総合単科大学の比較では総合大学が16.7%、会議体の有無で比較してみると、会議体を有する大学が16.0%と高い値を示した。

II. 体育組織機構について

〔1〕正課体育専用の事務組織機構の有無  
貴学には、正課体育専用の事務組織機構がありますか、との設問に関する有効回答大学数は228校で、以下に結果（図7.）を示す。

正課体育専用の事務組織を有する大学は、総計では11.8%のみであった。国公立大学の比較では、国立大学が12.8%、男女別大学の比較では、男女共学が13.2%、総合単科大学の比較では、総合大学が16.8%、会議体の有無による比較では、会議体を有する大学が17.2%と高い値を示した。

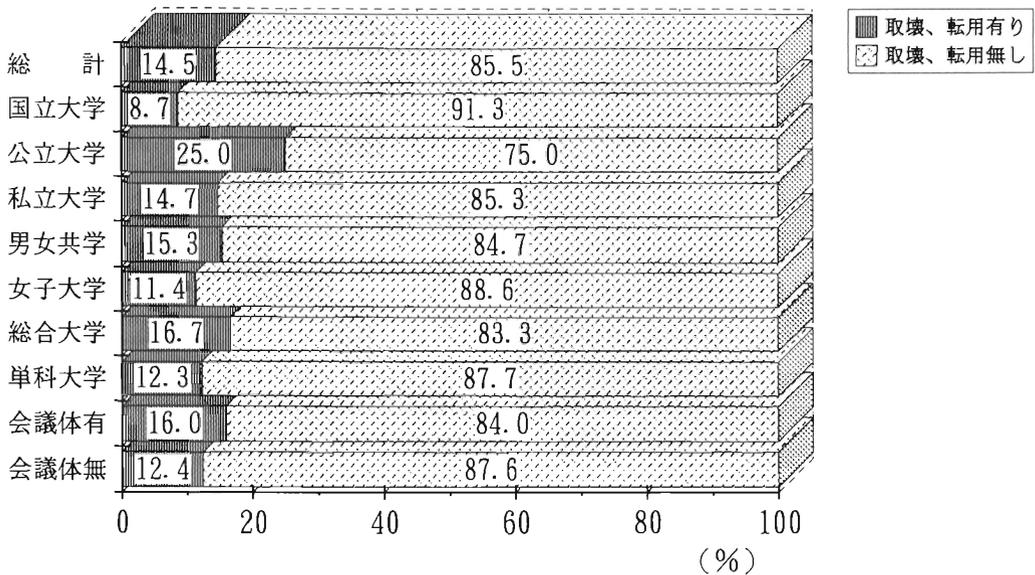


図6. 過去10年程の、体育施設の取り壊し、転用について

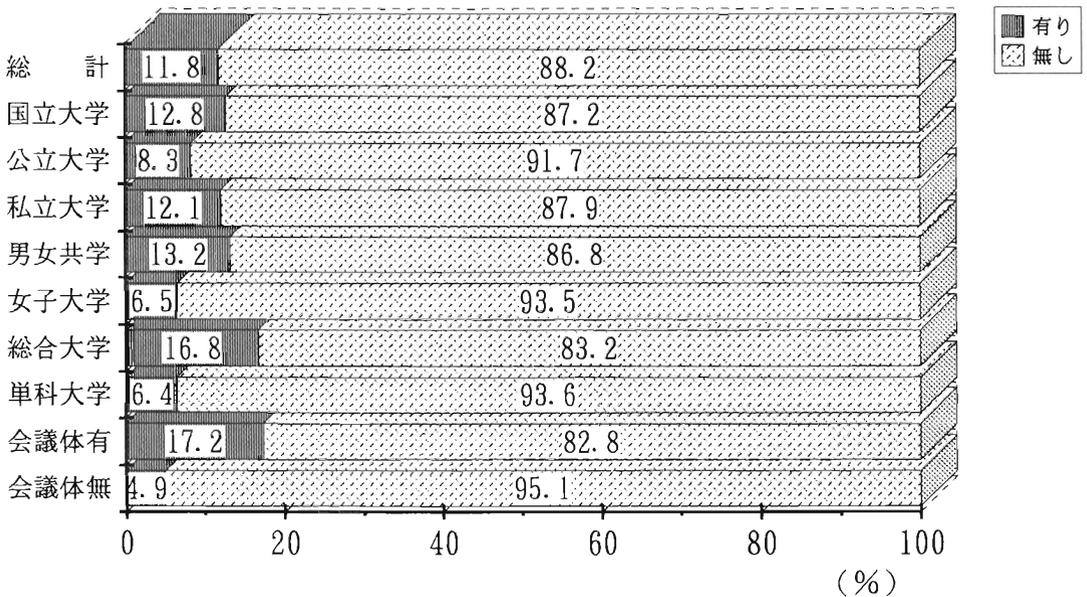


図7. 正課体育専用の事務組織機構

〔2〕保健体育教育に関する全学的委員会組織  
正課体育、課外体育、健康管理の連携を図り、全学的な立場から体育振興等について検討する全学的な委員会が存在していますか、との設問に関する有効回答大学数は223校で、以下に結果(図8.)を示す。

保健体育教育に関する全学的な委員会組織は、総計において9.4%の大学にしか存在しない。国公立大学の比較では、国立大学が13.3%と高く、男女別大学の比較では男女共学が10.6%、総合単科大学の比較では、総合大学が11.2%、会議体の有無で比較してみると、会議



の比較では男女共学が19.2%、総合単科大学の比較では総合大学が20.0%、会議体の有無で比較すると、会議体を有する大学が22.0%と高い値を示した。また、全学で検討する研究組織の少ない大学は、女子大学が4.3%と最も低い値を示し、会議体の無い大学も7.9%と低い値を示した。

### III. 保健体育教育の「あり方」について

#### 〔1〕大学教育問題検討機関

##### ①大学教育の在り方を検討する機関

新「大学設置基準」（平成3年7月1日公布）に関連して、貴学には大学教育の在り方を全学的な立場で検討する、いわゆる「検討委員会」「改革委員会」的な機関が現時点において存在していますか、との設問に関する有効回答大学数は224校で、以下に結果（図10.）を示す。

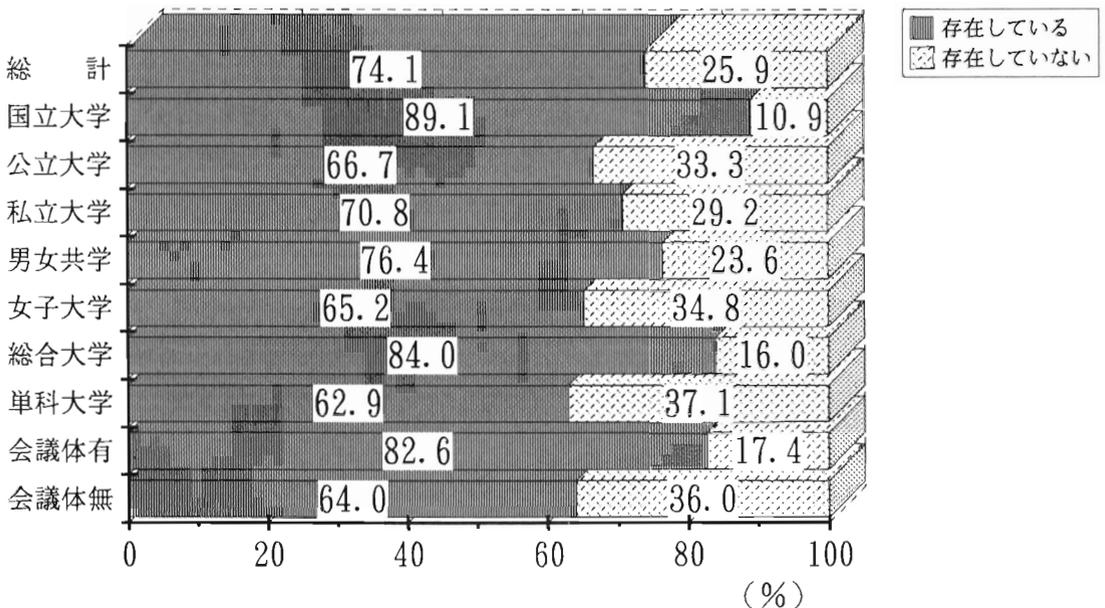


図10. 大学教育の在り方を全学的な立場で検討する機関の有無

大学教育のあり方を全学的な立場で検討する委員会は、総計で74.1%の大学において存在していた。国公立大学の比較では、国立大学が89.1%、男女別大学の比較では、男女共学が76.4%、総合単科大学の比較では、総合大学が84.0%、会議体の有無で比較すると、会議体を有する大学が82.6%と高い値を示した。また少ない大学は単科大学62.9%、会議体の無い大学64.0%であった。

##### ②大学教育と体育

上記の設問①において、検討機関が「存在している」と回答した大学では、保健体育教育の

在り方に関する意見を、体育専門家集団として、どの程度、当該機関に具申できますか、との複数回答の設問に関する有効回答大学数は164校で、以下に選択肢及び結果（図11.表5.）を示す。

##### 選択肢

- a：当該機関に体育選出の委員が、正規のメンバーとして、参加しているので、保健体育教育に関する意見を充分に述べる事ができる。
- b：当該機関の小委員会や、問題別に設置される当該機関の専門委員会において、いわゆる特別委員として意見を聴取されるので、

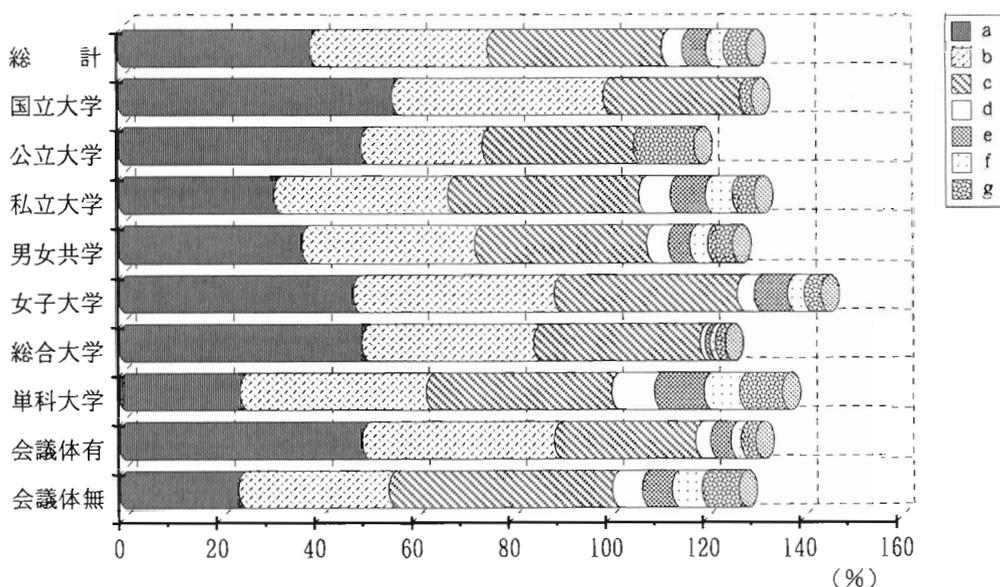


図 11. 体育専門家集団としての具申について

表 5. 体育専門家集団としての具申について

種別	a	b	c	d	e	f	g	%合計	有効件数
総計	39.6	36.6	36.0	4.3	4.9	3.7	4.9	129.9	164
国立大学	56.4	43.6	28.2	0	0	0	2.6	130.8	39
公立大学	50.0	25.0	31.3	0	0	0	12.5	118.8	16
私立大学	32.1	35.8	39.4	6.4	7.3	5.5	4.6	131.2	109
男女共学	37.8	35.6	35.6	4.4	4.4	3.7	5.2	126.7	135
女子大学	48.3	41.4	37.9	3.4	6.9	3.4	3.4	144.8	29
総合大学	50.0	35.4	34.4	1.0	1.0	1.0	2.1	125.0	96
単科大学	25.0	38.2	38.2	8.8	10.3	7.4	8.8	136.8	68
会議体有	50.0	39.6	29.2	3.1	4.2	2.1	3.1	131.3	96
会議体無	24.6	30.8	46.2	6.2	6.2	6.2	7.7	127.7	65

(%)

保健体育教育に関する意見を必要に応じて述べる事ができる。

- c : 当該機関に体育関係者が直接に意見を述べる事ができないが、関連する学内組織を通じて間接的に保健体育教育に関する意見を述べる事ができる。
- d : 当該機関に、体育関係者の保健体育教育に関する意見は殆ど届かない。
- e : 当該機関は、保健体育教育に関する意見を

体育関係者から聴取する姿勢をもっていない。

- f : 当該機関は、体育関係者をまったく無視して、保健体育教育に関する検討も進めている。
- g : その他。

大学教育のあり方を全学的な立場で検討する機関において、保健体育教育の在り方に関する意見を、体育専門家集団としてどの程度述べる事が出来るのかとの質問に対し、正規のメンバーとして意見を述べる事が出来るのは、総

計で39.6%。特別委員として意見を述べる事が出来るのは36.6%。関連する学内組織から意見を述べる事が出来る36.0%。体育関係者の意見はほとんど通らない4.3%。保健体育教育に関する意見を体育関係者から聴取する姿勢を持っていない4.9%。体育関係者を無視している3.7%。その他4.9%であった。国公私立大学での比較では、国立、公立大学は、体育関係者の意見を直接、間接取り入れているのに対して私立大学では、体育関係者の意見は殆ど届かないが6.4%、体育関係者から意見を聴取する姿勢を持っていない7.3%、体育関係者を全く無視している5.5%という結果が得られた。男女別大学の比較では、正規のメンバーとして意見を述べる事が出来るのは、男女共学37.8%、女子大学48.3%。特別委員として意見を述べる事が出来るのは、男女共学35.6%、女子大学41.4%。関連する学内組織から意見を述べる事が出来るのは、男女共学35.6%、女子大学37.9%。体育関係者の意見は殆ど通らないのは、男女共学4.4%、女子大学3.4%。保健体育教育に関する意見を体育関係者から聴取する姿勢を持たないのは、男女共学4.4%、女子大学6.9%。体育関係者を無視しているのは、男女共学3.7%、女子大学3.4%、と女子大学は男女共学に比べて体育専門家の意見を聴取している大学が多い。総合単科大学の比較では、正規のメンバーとして意見を述べる事が出来るのは、総合大学50.0%、単科大学25.0%。特別委員として意見を述べる事が出来るのは、総合大学35.4%、単科大学38.2%。関連する学内組織から意見を述べる事が出来るのは、総合大学34.4%、単科大学38.2%。体育関係者の意見は殆ど通らないのは総合大学1.0%、単科大学8.8%。保健体育教育に関する意見を体育関係者から聴取する姿勢を持っていないのは、総合大学1.0%、単科大学10.3%。体育関係者を無視している

のは、総合大学1.0%、単科大学7.4%、と単科大学では正規のメンバーとして参加している大学は、総合大学の $\frac{1}{2}$ で、体育専門家の意見を聴取していない大学が多い。会議体の有無で比較してみると、正規のメンバーとして意見を述べる事が出来るのは、会議体を有する大学50.0%、会議体の無い大学24.6%。特別委員として意見を述べる事が出来るのは、会議体を有する大学39.6%、会議体の無い大学30.8%。関連する学内組織から意見を述べる事が出来るのは、会議体を有する大学29.2%、会議体の無い大学46.2%。体育関係者の意見は殆ど通らないのは、会議体を有する大学3.1%、会議体の無い大学6.2%。保健体育教育に関する意見を体育関係者から聴取する姿勢を持っていないのは、会議体を有する大学4.2%、会議体の無い大学6.2%。体育関係者を無視しているのは、会議体を有する大学2.1%、会議体の無い大学6.2%であった。会議体の無い大学では正規のメンバーとして参加している大学は、会議体を有する大学の $\frac{1}{2}$ 以下で、会議体の無い大学では、正規のメンバーとして意見を述べる事の出来る大学が大変少なく、体育専門家の意見を聴取していない大学も多い。

## 〔2〕一般教育全般の全学的、恒常的組織

一般教育全般に関して、全学的な立場で教育方法の立案や授業計画を審議する、恒常的な組織が存在していますか、との設問に関する有効回答大学数は223校で、以下に結果(図12.)を示す。

一般教育全般に関して、全学的な立場で教育方法の立案や授業計画を審議する恒常的な組織は、総計で54.7%の大学に存在している。国公私立大学の比較では、国立大学が80.4%と最も高い。男女別大学の比較では、男女共学が56.2%と高い。総合単科大学の比較では総合大学が63.2%と高い。会議体の有無で比較し

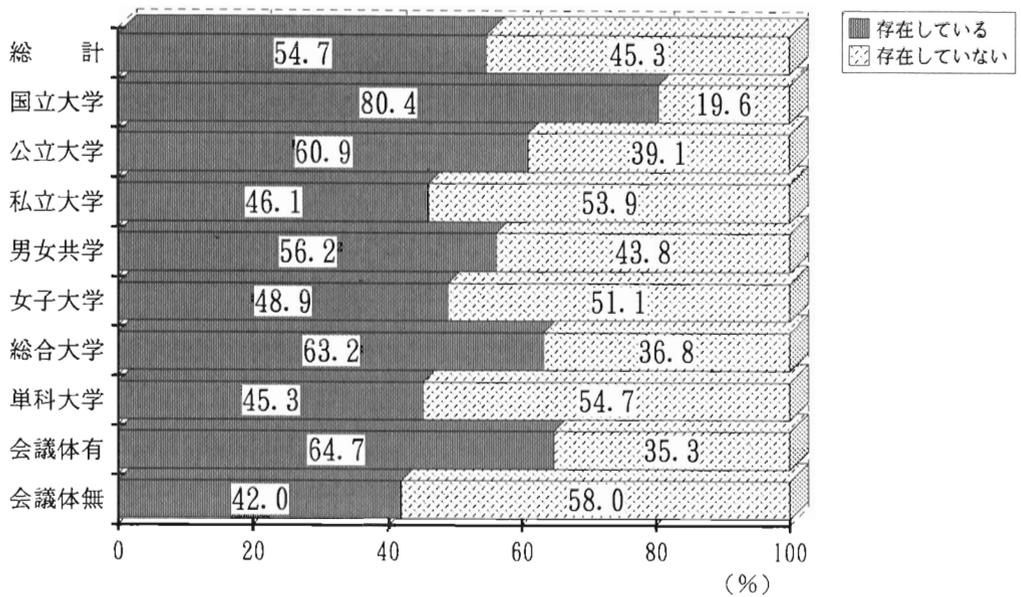


図 12. 全学的な立場で教育方法を審議する、恒常的な、組織の有無について

てみると、会議体を有する大学が 64.7%と高い。

〔3〕保健体育の現行カリキュラム採用時期  
現行カリキュラムを、いつから採用していますか、との設問に関する有効回答大学数は 204 校で、以下に結果（表 6.）を示す。

表 6. 現行カリキュラム採用時期について

種別	最近	最古	平均	有効件数
総計	1997	1947	1979	204
国立大学	1991	1947	1974	39
公立大学	1990	1949	1979	23
私立大学	1997	1949	1980	142
男女共学	1997	1947	1979	163
女子大学	1990	1949	1978	41
総合大学	1997	1947	1978	103
単科大学	1992	1949	1979	101
会議体有	1992	1947	1977	105
会議体無	1997	1949	1981	95

総計における現行カリキュラム採用時期の平均は 1979 年である。国公立大学の比較では、

国立大学が早く、平均で 1974 年の採用で、私立大学は 1980 年であった。男女別大学、総合単科大学の比較では、平均の差はあまり認められない。会議体の有無で比較してみると、会議体のある大学の平均は 1977 年で、会議体の無い大学は 1981 年であった。

#### 〔4〕過去のカリキュラム改訂の経緯

##### ①旧カリキュラムの採用期間

上記の設問〔3〕の旧カリキュラムを、いつから、いつまで、採用していましたか、との設問に関する旧カリキュラム採用時期についての有効回答大学数は 90 校、旧カリキュラム終了時期に関する有効大学数は 108 校で、以下に結果（表 7. 表 8.）を示す。

旧カリキュラムの採用時期の平均値は総計で 1969 年、終了時期は 1983 年であった。国公立大学の比較では、採用時期については公立大学が 1965 年と早く、総合単科大学の比較では単科大学が 1973 年と遅い。会議体の有無で比較してみると、採用時期では会議体の無い大学が 1971 年と遅く、カリキュラム終了時期につ

表7. 旧カリキュラム採用時期

種 別	最近	最古	平均	有効件数
総 計	1989	1948	1969	90
国立大学	1982	1950	1967	17
公立大学	1980	1949	1965	7
私立大学	1989	1948	1970	66
男女共学	1989	1949	1969	74
女子大学	1981	1948	1968	16
総合大学	1988	1948	1966	54
単科大学	1989	1955	1973	36
会議体有	1988	1948	1968	57
会議体無	1989	1949	1971	32

表8. 旧カリキュラム終了時期

種 別	最近	最古	平均	有効件数
総 計	1994	1958	1983	108
国立大学	1992	1958	1982	23
公立大学	1994	1969	1983	12
私立大学	1993	1969	1984	73
男女共学	1994	1960	1983	89
女子大学	1993	1958	1983	19
総合大学	1992	1958	1982	68
単科大学	1994	1970	1985	40
会議体有	1992	1958	1982	68
会議体無	1994	1971	1986	38

いても1986年と遅い。会議体を有する大学では、カリキュラム採用時期、カリキュラム終了時期ともに総計より1年早い。

②現行カリキュラムへ改定した中心的な論点

上記の設問①の旧カリキュラムから、現行カリキュラムへ改定した際に下記の内、何れの項目を志向する事が体育教員間の「最も中心的な論点」となりましたか、との5つ以内の複数回答の設問に関する有効回答大学数は113校で、以下に選択肢及び結果(図13. 表9.)を示

す。

選択肢

- a : 体育実技の履修期間の拡大。
- b : 上位年次配当体育実技(自由科目)の設置。
- c : 体育実技の授業内容の充実。
- d : 体育実技における合宿授業の拡大。
- e : 体育実技における集中授業の検討。
- f : 体育実技におけるクラス定員の削減。
- g : 疾病や障害を有する学生の為の授業の充実。
- h : 体育講義の履修期間の拡大。
- i : 体育講義の講義内容の充実。

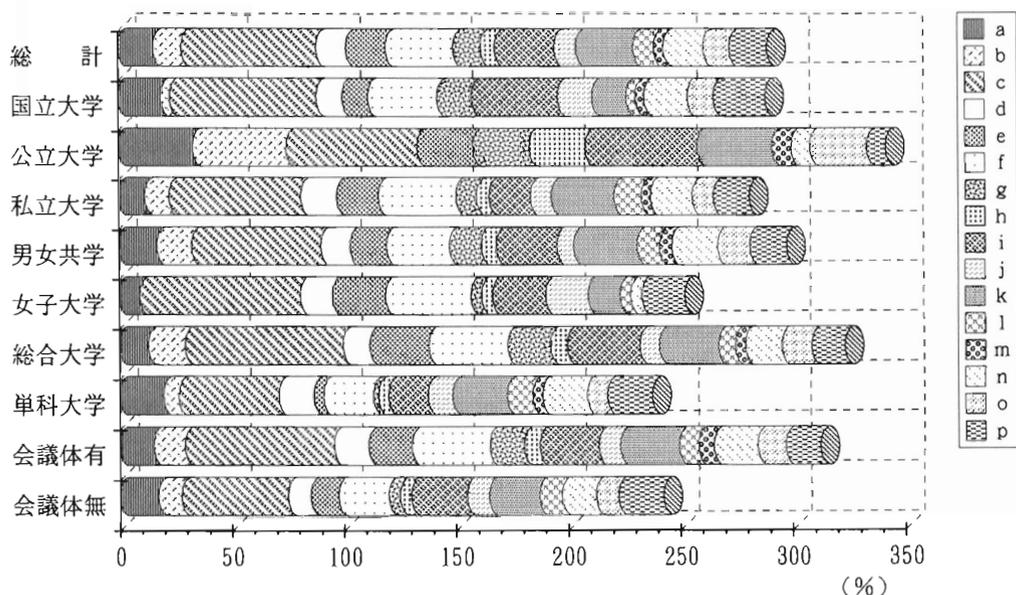


図13. 現行カリキュラムへ改定した中心的な論点について

表9. 現行カリキュラムへ改定した中心的な論点について

種 別	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p	%合計	有効件数
総 計	15.9	12.4	60.2	13.3	17.7	30.1	12.4	6.2	26.5	9.7	25.7	8.8	4.4	17.7	11.5	16.8	289.4	113
国立大学	19.2	3.8	65.4	11.5	11.5	30.8	15.4	0	38.5	15.4	15.4	3.8	3.8	19.2	11.5	23.1	288.5	26
公立大学	33.3	41.7	58.3	0	25.0	0	25.0	25.0	50.0	0	33.3	0	8.3	8.3	25.0	8.3	341.7	12
私立大学	12.0	10.7	58.7	16.0	18.7	34.7	9.3	5.3	18.7	9.3	28.0	12.0	4.0	18.7	9.3	16.0	281.3	75
男女共学	17.4	15.2	57.6	13.0	16.3	28.3	14.1	6.5	27.2	7.6	28.3	9.8	5.4	20.7	14.1	16.3	297.8	92
女子大学	9.5	0	71.4	14.3	23.8	38.1	4.8	4.8	23.8	19.0	14.3	4.8	0	4.8	0	19.0	252.4	21
総合大学	13.2	16.2	70.6	11.8	26.5	35.3	19.1	7.4	32.4	8.8	26.5	7.4	4.4	16.2	13.2	14.7	323.5	68
単科大学	20.0	6.7	44.4	15.6	4.4	22.2	2.2	4.4	17.8	11.1	24.4	11.1	4.4	20.0	8.9	20.0	237.8	45
会議体有	15.3	13.9	66.7	15.3	19.4	34.7	15.3	6.9	26.4	9.7	26.4	8.3	6.9	19.4	12.5	15.3	312.5	72
会議体無	17.5	10.0	47.5	10.0	12.5	22.5	5.0	5.0	25.0	10.0	22.5	10.0	0	15.0	10.0	20.0	242.5	40

(%)

j : 保健講義の充実。

k : 理論と実技の一体化を目指すこと。

l : 体育実技の全体的な履修期間を縮小する。

m : 体育講義の履修期間を縮小する。

n : 体育実技の単位に関する検討。

o : 体育講義の単位に関する検討。

p : その他。

旧カリキュラムから、現行カリキュラムに改訂した際の最も中心的な論点を回答校の多い順に列挙すると、総計で60.2%の大学が体育実技の授業内容の充実で、30.1%が体育実技における定員の削減。26.5%が体育講義の授業内容の充実。25.7%が理論と実技の一体を目指すことと続いた。国公立大学の比較では、国立大学で体育講義の履修期間の拡大と回答した大学は存在していないが、公立大学で25.0%、私立大学で5.3%存在した。公立大学で合宿授業の拡大、クラス定員の削減、保健講義の充実、体育実技の全体的な履修期間を縮小することが中心的な論点となったと回答した大学は存在しない。また、体育実技の履修期間の拡大は33.3%、上位年次配当の体育実技クラスの設置41.7%、疾病や障害を有する学生の為の授業の充実25.0%、体育講義の履修期間の拡大25.0%、体育講義の講義内容の充実50.0%、理論

と実技の一体化を目指す33.3%、体育講義の単位に関する検討が25.0%と国立大学、私立大学と比べて高値を示した。私立大学では、合宿授業の拡大、体育実技の全体的な履修期間を縮小することが中心的な論点であったと答えた大学が多い。男女別大学の比較では、男女共学は、体育実技の単位に関する検討と答えた大学が20.7%と多い。これに対して、女子大学は体育実技の授業内容の充実71.4%、保健講義の充実19.0%と多く、上位年次配当の体育実技クラスの設置、体育講義の履修期間の縮小、体育講義の単位に関する検討が中心的な論点に上がった大学は存在しない。総合単科大学の比較では、総合大学は、体育実技の授業内容の充実70.6%、体育実技における集中授業の検討26.5%、体育実技におけるクラス定員の削減35.3%、体育講義の講義内容の充実32.4%、理論と実技の一体化を目指す26.5%と多い。単科大学では、上位年次配当の体育実技クラスの設置6.7%、体育実技における集中授業の検討4.4%、疾病や障害を有する学生のための授業の充実2.2%が低い値であった。会議体の有無で比較すると、会議体の無い大学では、疾病や障害を有する学生のための授業の充実が5.0%と低く、体育講義の履修期間を縮小すると回

答した大学は存在しなかった。

〔5〕保健体育教育の在り方の検討  
正課体育の教員間では、現在、新「大学設置

基準」に関連して、保健体育教育の在り方問題の検討を、公式な会議として、行っていますか、との設問に関する有効回答大学数は221校で、以下に結果（図14.）を示す。

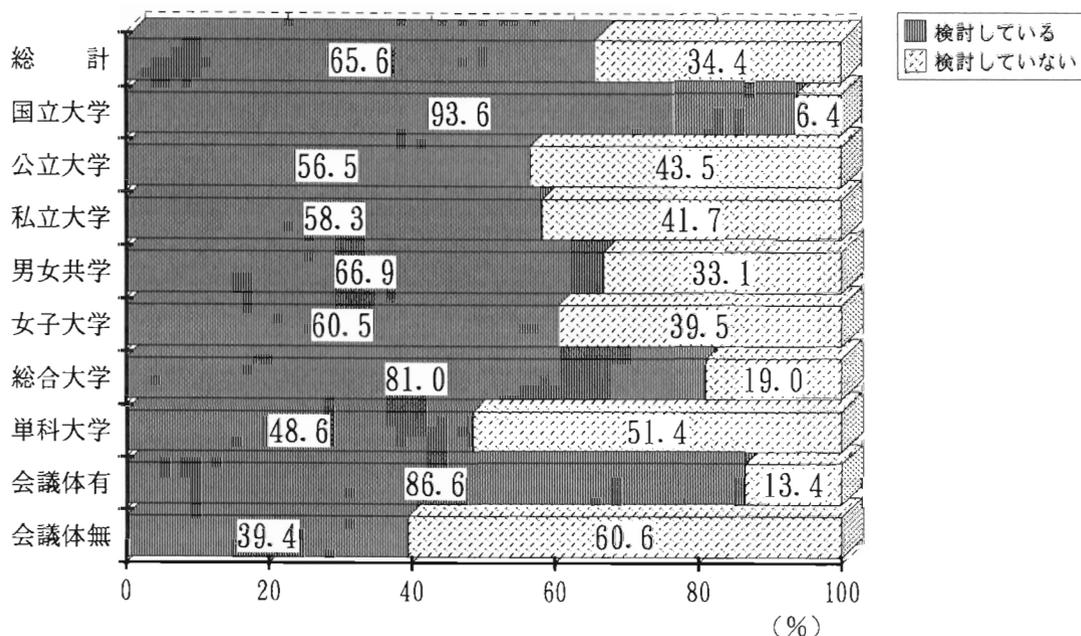


図14. 大学設置基準に関連して保健体育教育の在り方問題の検討の有無

大学設置基準に関連して、保健体育教育のあり方問題の検討を、公式な会議として行っているかとの質問に対し、総計では65.6%の大学で公式な会議として検討されている。国公立大学の比較では国立大学が93.6%と最も高い。男女別大学の比較では、男女共学66.9%、女子大学60.5%と殆ど差は認められない。総合単科大学の比較では、総合大学は81.0%と高く、単科大学は48.6%と低い。会議体の有無で比較してみると、会議体を有する大学が86.6%と高いのに対して、会議体の無い大学では39.4%と最も低い値であった。

〔6〕学部新設・増設・再編成等の計画の有無  
現在、学部の新設・増設・再編成等の計画がありますか、との設問に関する有効回答大学数は210校で、以下に選択肢及び結果（図15.）

を示す。

選択肢

- a：現在、新学部の設置申請に向けて全学的な委員会で検討中であり、その設置概要や基本的なカリキュラム構成はすでに全学的な合意を得ている。
- b：計画はあるが具体的な動きはない。
- c：いまのところ計画は公表されていない。

学部の新設、増設、再編成等の計画について、総計で22.4%の大学が全学的な合意を得ており、29.0%の大学は計画はあるのだが具体的な動きはなく、計画が公表されていない大学は49.5%であった。国公立大学の比較では、国立大学では、全学的な合意を得ているが38.1%と高く、公立大学では計画はあるが具体的な動きがない大学が54.2%。私立大学では計画が公表されていないが58.3%と高い。総合単

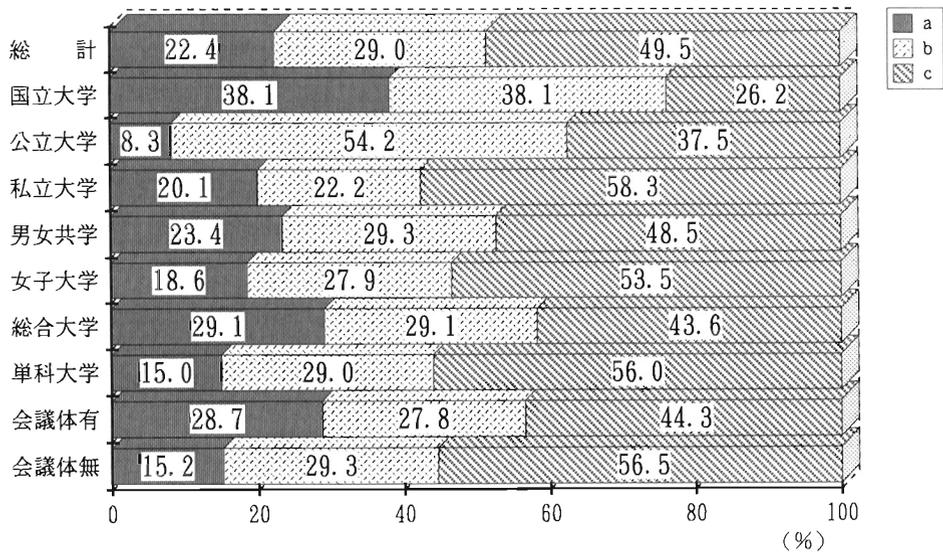


図 15. 学部の新設・増設・再編成等の計画の有無について

科大学の比較では、総合大学は全学的な合意を得ている大学が 29.1%と高く、単科大学では、公表されていないが 56.0%と高い。会議体の有無で比較してみると、会議体を有する大学は、全学的な合意を得ている大学が 28.7%と高く、会議体の無い大学では、公表されていないが 56.5%と高い。

〔7〕新学部の設置申請に向けて全学的な委員会を検討中の大学

①カリキュラム編成と体育教員の意見

新学部のカリキュラム編成に関して、既存の学部にも所属している体育教員は、なんらかの方法で、意見を述べる事ができましたか、との設問に関する有効回答大学数は 49 校で、以下に結果（図 16.）を示す。

新学部のカリキュラム編成に関して、体育教員の意見が尊重されている大学は、総計で 73.5%であった。国公立大学の比較では、公立大学 100%、国立大学 93.8%であるのに対し、私立大学では 60.0%しか尊重されていない。男女別大学の比較では、男女共学は、体育教員の意見が尊重されている大学は 81.6%で、女

子大学では、45.5%であった。

②必修科目としての保健体育科目の存在

現在、検討中の新学部のカリキュラムには、必修科目として、保健体育科目に関する「科目」が含まれていますか、との設問に関する有効回答大学数は 54 校で、以下に選択肢及び結果（図 17.）を示す。

選択肢

- a：体育講義、体育実技ともに含まれている。
- b：体育講義のみ含まれている。
- c：体育実技のみ含まれている。
- d：必修科目としての保健体育科目は、まったく、含まれていない。

新学部のカリキュラムにおける必修科目として体育講義、体育実技が存在しているのは総計で 81.5%、体育講義のみ含まれているのは 1.9%、体育実技のみ含まれているのが 9.3%、全く含まれていないのが 7.4%であった。国公立大学の比較すると国立大学、公立大学では、体育講義のみ含まれている、保健体育科目は全く含まれていないと回答した大学は存在しなかったが、公立大学において体育実技のみ含まれていると回答した大学は 33.3%と最も高い。男

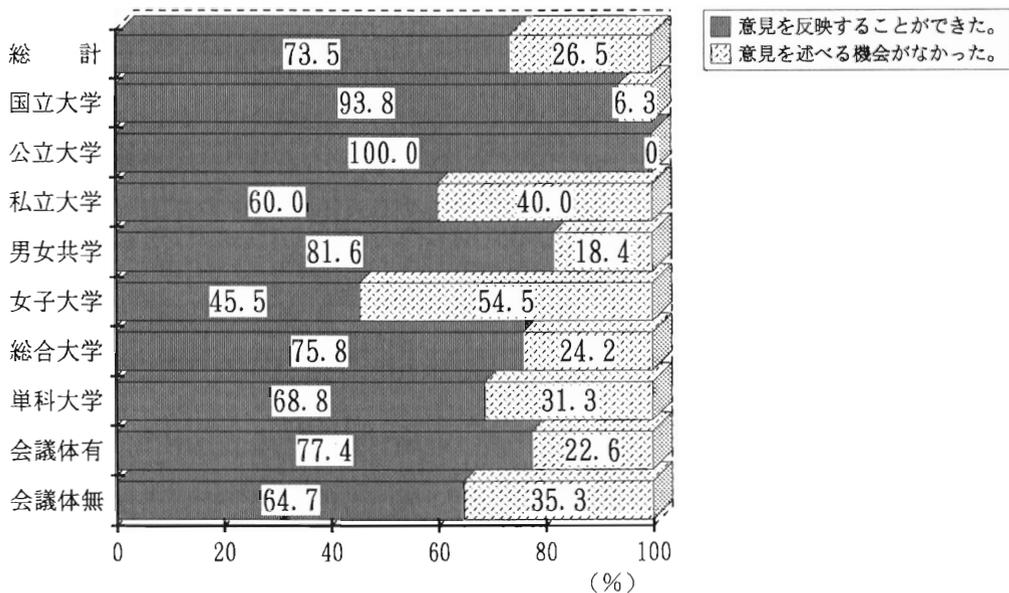


図 16. 新学部のカリキュラム編成に関する体育教員の意見の尊重

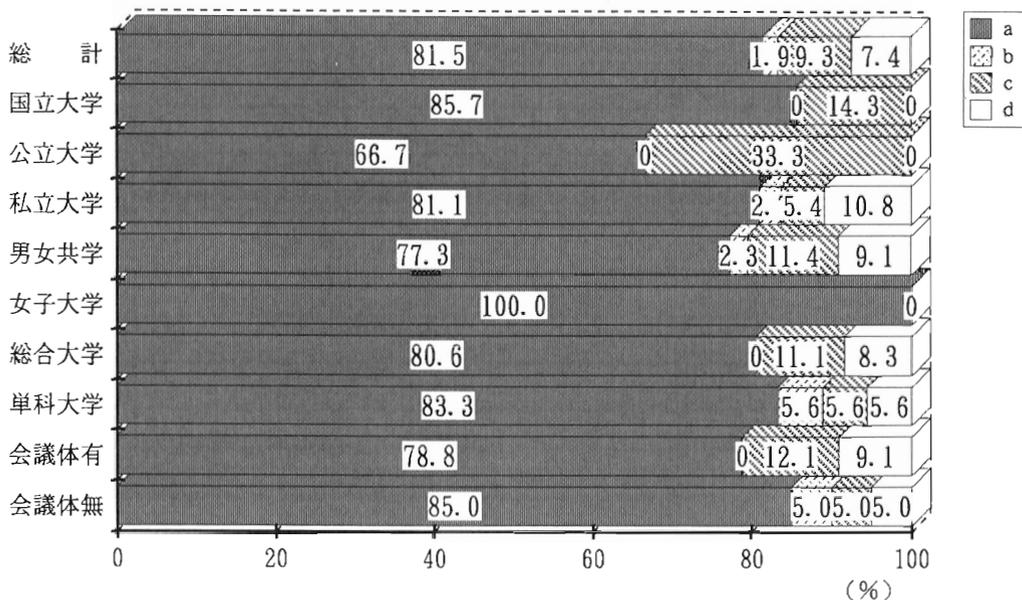


図 17. 新学部のカリキュラムにおける、必修科目としての保健体育科目の存在について

女別大学の比較では、女子大学は体育講義、体育実技ともに含まれている大学しか存在しなかった。総合単科大学、会議体の有無で比較してみると総合大学、会議体を有する大学の場合、体育講義のみが必修となる大学は存在しなかった。

### ③卒業所要単位としての選択科目の保健体育

現在、検討中の新学部のカリキュラムには、卒業所要単位に換算できる選択科目として、保健体育科目に関する科目が含まれていますか、との設問に関する有効回答大学数は46校で、以下に選択肢及び結果(図18.)を示す。

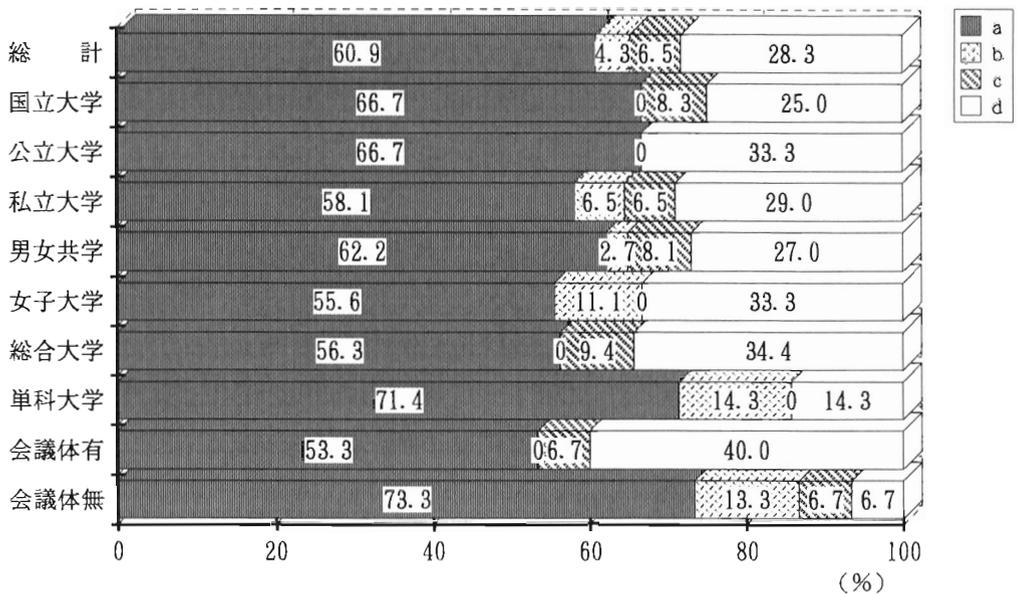


図 18. 新学部のカリキュラムと卒業所要単位に換算できる選択科目としての保健体育科目の有無

#### 選択肢

- a：体育講義、体育実技ともに含まれている。
- b：体育講義のみ含まれている。
- c：体育実技のみ含まれている。
- d：保健体育科目は、全く含まれていない。

総計において、卒業所用単位に体育講義、体育実技とも含まれている大学は、60.9%で、体育講義のみ含まれている4.3%、体育実技のみ含まれている6.5%、選択科目としての保健体育科目は全く含まれていない28.3%であった。国公立大学の比較では、国立大学の場合、体育講義のみ含まれている大学は存在せず、公立大学では、体育講義のみ、または体育実技のみ含まれているという大学は認められない。総合単科大学の比較では、総合大学の場合、体育講義のみ含まれている大学は存在せず、体育実技のみ含まれている大学が9.4%で、全く含まれていない大学が34.4%あった。単科大学では、体育講義のみ含まれている大学が14.3%で、体育実技のみ含まれている大学はなく、保健体育科目が全く含まれていない大学は14.3%であった。会議体の有無で比較すると、会議体を

有する大学では、体育講義のみ含まれている大学は存在せず、全く含まれていない大学が40.0%と高い。会議体の無い大学は、体育講義、体育実技ともに含まれていると回答した大学が最も多く73.3%であった。

#### ④自由科目としての保健体育科目

現在、検討中の新学部のカリキュラムには、卒業所要単位に換算できない自由科目として、保健体育科目に関する「科目」が含まれていますか、との設問に関する有効回答大学数は37校で、以下に選択肢及び結果（図 19.）を示す。

#### 選択肢

- a：体育講義、体育実技ともに含まれている。
- b：体育講義のみ含まれている。
- c：体育実技のみ含まれている。
- d：保健体育科目は、全く含まれていない。

新学部のカリキュラムに卒業所用単位に換算できない自由科目として、体育講義、体育実技ともに含まれているのは、総計で16.2%、体育講義のみ含まれているのは5.4%、体育実技のみ含まれているのは10.8%、全く含まれて

いない大学は67.6%であった。国公私立大学の比較では、国立大学は、体育実技、体育講義とも含まれる大学が44.4%と最も高く、公立大学が33.3%であるのに対して、私立大学では4.0%しか実施していない。国立大学、公立大学ともに体育講義のみ実施の大学はなく、公立大学においては、体育実技が含まれている大

学は66.7%で、全く含まれていない大学は存在しない。私立大学では、全く含まれていない大学が84.0%と最高の値であった。女子大学では、体育実技のみ含まれている大学はなく、単科大学、会議体の無い大学では、体育実技、体育講義ともに含まれている大学は存在しない。

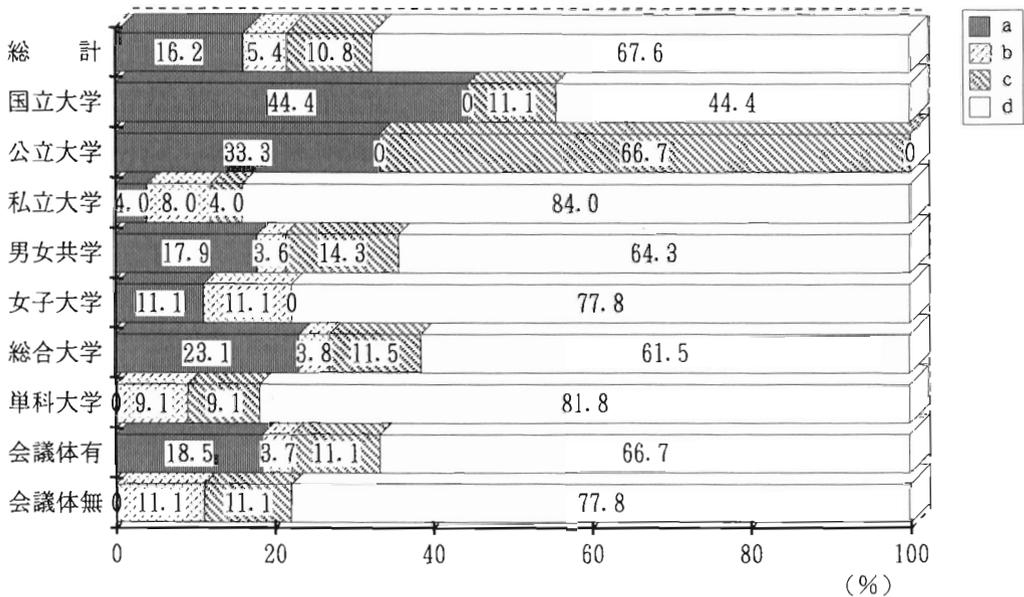


図19. 新学部のカリキュラムでの自由科目としての保健体育科目について

〔8〕保健体育科目の在り方に関する検討  
現在、新「大学設置基準」に対応するために、保健体育科目の在り方に関する検討をどのように進めていますか、との3つ以内の複数回答の設問に関する有効回答大学数は219校で、以下に選択肢及び結果(図20. 表10.)を示す。

選択肢

- a : 全学的な委員会で新方針が決定している。
- b : 全学的な委員会で検討中である。
- c : 全学的な委員会は設置されていない。
- d : 学部ごとに新方針が決定している。
- e : 学部ごとに検討中である。
- f : 新学部の設置(準備)委員会では、すでに方針が決定している。
- g : 正課体育教員の会議体で、新方針を策定し、

その実現方について関係部署に働きかけている。

- h : 正課体育教員の会議体で検討中である。
- i : 正課体育教員の会議体で、まだ、検討に着手していない。
- j : その他。

総計では、52.3%が全学的な委員会で検討中で、36.2%が正課体育の会議体で検討中、30.3%が学部ごと検討中、23.9%が正課体育の会議体で新方針を策定し、関係部署に働きかけている等であった。国公私立大学の比較では、国立大学が、全学的な委員会で検討中65.2%、正課体育の会議体で新方針を策定し、関係部署に働きかけているが32.6%と高値で、新学部の設置委員会ではすでに方針が決定していると回

答した大学はなかった。公立大学では、学部ごとに検討中が47.8%、正課体育教員の会議体で検討中が43.5%と高く、学部ごとに新方針が決定している、学部ごとに検討中との回答はなかった。男女別大学の比較では、女子大学では、全学的な委員会は設置されていない大学が28.9%と高値であった。総合単科大学では、単

科大学が、全学的な委員会で既に新方針が決定している11.4%、正課体育教員の会議体で、まだ検討に着手していないが7.6%と高い。会議体の有無で比較すると、会議体の無い大学は、学部ごとに既に新方針が決定している大学は5.3%、新学部の設置委員会では既に方針が決定している大学が6.3%と高い。

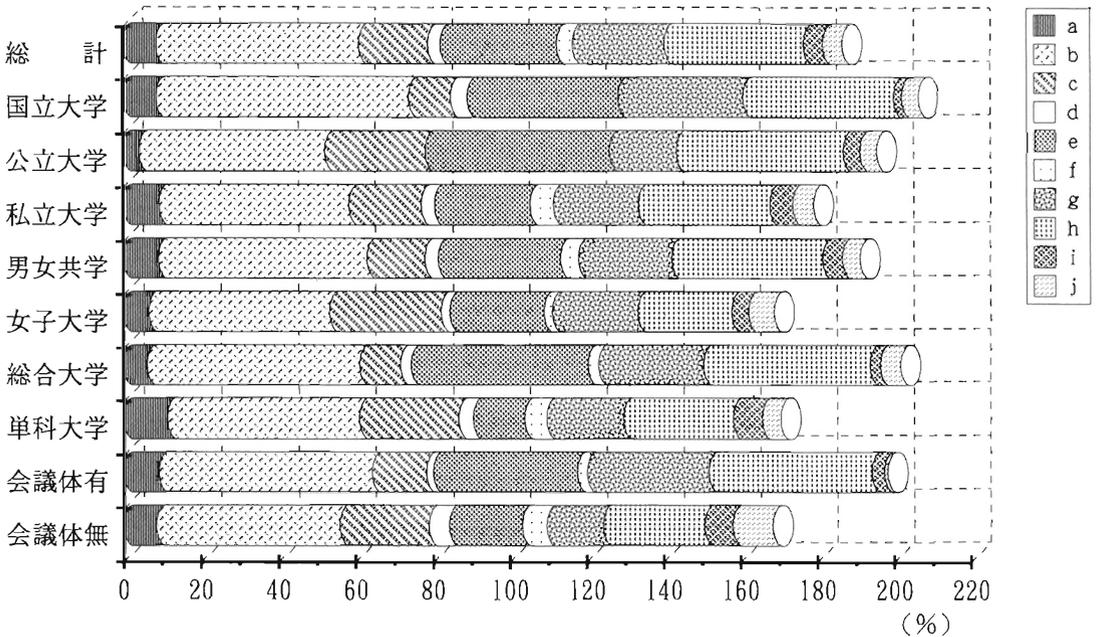


図 20. 大学設置基準に対応するための保健体育科目の在り方に関する検討について

表 10. 大学設置基準に対応するための保健体育科目の在り方に関する検討について

種 別	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	%合計	有効件数
総 計	8.7	52.3	17.9	3.2	30.3	4.1	23.9	36.2	5.0	5.0	186.7	218
国立大学	8.7	65.2	10.9	4.3	39.1	0	32.6	39.1	2.2	4.3	206.5	46
公立大学	4.3	47.8	26.1	0	47.8	0	17.4	43.5	4.3	4.3	195.7	23
私立大学	9.4	49.0	18.8	3.4	24.8	6.0	22.1	34.2	6.0	5.4	179.2	149
男女共学	9.2	53.8	15.0	3.5	31.8	4.6	24.3	39.3	5.2	4.6	191.3	173
女子大学	6.7	46.7	28.9	2.2	24.4	2.2	22.2	24.4	4.4	6.7	168.9	45
総合大学	6.2	54.9	10.6	2.7	46.0	2.7	27.4	43.4	2.7	5.3	201.8	113
単科大学	11.4	49.5	25.7	3.8	13.3	5.7	20.0	28.6	7.6	4.8	170.5	105
会議体有	9.2	55.0	14.2	1.7	37.5	2.5	31.7	42.5	3.3	0.8	198.3	120
会議体無	8.4	47.4	23.2	5.3	18.9	6.3	14.7	26.3	7.4	10.5	168.4	95

(%)

〔9〕新方針の概略

上記の設問〔8〕で「a・d・f・g」のいずれかを選んだ場合、貴学における新方針の概略についてお答えください、との設問に関する有効回答大学数は91校で、以下に選択肢及び結果(図21、表11。)を示す。

選択肢

- a：現行カリキュラムを改定することなく、そのまま、必修制にする。
- b：現行カリキュラムをより充実して、必修制にする。

- c：現行カリキュラムを縮小して、必修制にする。
- d：保健体育科目は、すべて卒業所要単位に換算できる選択科目に改定する。
- e：保健体育科目は、すべて卒業所要単位に換算できない自由科目に改定する。
- f：保健体育科目に関する講義形式の科目のみ残し、体育実技は廃止する。
- g：体育実技のみ残し、体育講義は廃止する。
- h：その他。

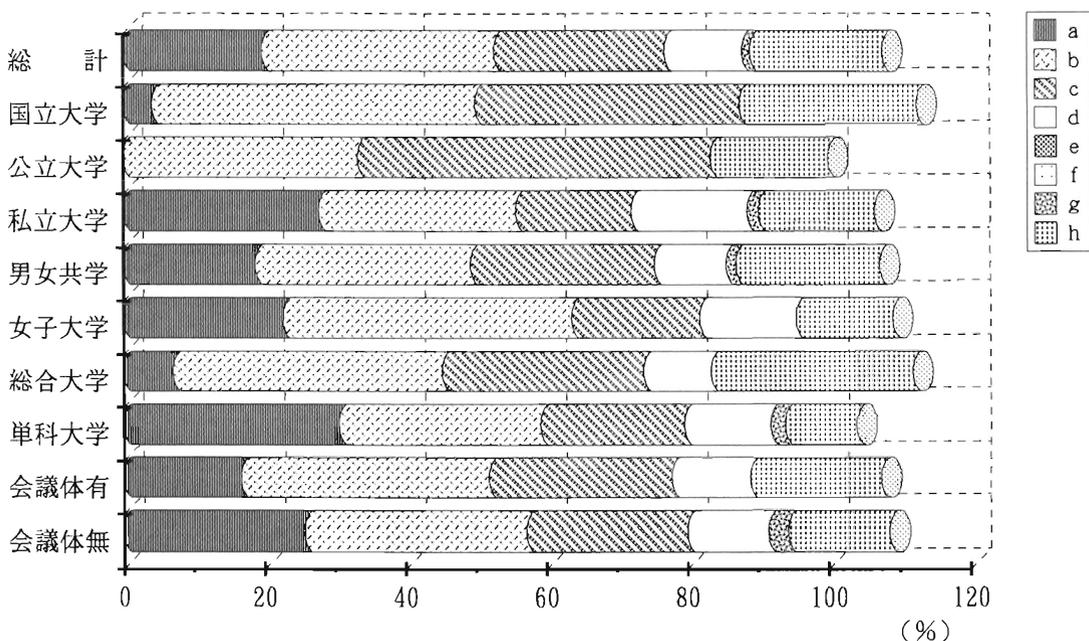


図21. 新方針の概略について

新「大学設置基準」に対応するための新方針は、総計で33.0%が現行カリキュラムを充実して必修にする。24.2%が現行カリキュラムを縮小して必修にする。19.8%が現行カリキュラムを改訂することなく必修とする。11.0%が保健体育科目は全て卒業所用単位に換算できる選択科目に改訂する。1.1%が体育実技のみ残し体育講義は廃止するで、保健体育科目は全て卒業所用単位に換算できない自由科目に改訂する、講義形式の科目のみ残し体育実技は廃止すると

回答した大学はなかった。国公立大学の比較では、国立大学は、現行カリキュラムをより充実して必修にする大学が45.8%と高く、選択科目に改訂する、体育実技のみ残し体育講義は廃止すると回答した大学はなかった。公立大学では現行カリキュラムを縮小して必修にする回答した大学が50.0%と高く、現行カリキュラムを改訂することなく、そのまま必修にする、選択科目に改訂する、体育実技のみ残し体育講義は廃止すると回答した大学はない。私立

表 11. 新方針の概略について

種 別	a	b	c	d	e	f	g	h	%合計	有効件数
総 計	19.8	33.0	24.2	11.0	0	0	1.1	18.7	107.7	91
国立大学	4.2	45.8	37.5	0	0	0	0	25.0	112.5	24
公立大学	0	33.3	50.0	0	0	0	0	16.7	100.0	6
私立大学	27.9	27.9	16.4	16.4	0	0	1.6	16.4	106.6	61
男女共学	18.8	30.4	26.1	10.1	0	0	1.4	20.3	107.2	69
女子大学	22.7	40.9	18.2	13.6	0	0	0	13.6	109.1	22
総合大学	7.1	38.1	28.6	9.5	0	0	0	28.6	111.9	42
単科大学	30.6	28.6	20.4	12.2	0	0	2.0	10.2	104.1	49
会議体有	16.7	35.2	25.9	11.1	0	0	0	18.5	107.4	54
会議体無	25.7	31.4	22.9	11.4	0	0	2.9	14.3	108.6	35

(%)

大学では、卒業単位に換算できる選択科目に改訂する大学が16.4%と高い。男女別大学の比較では、女子大学では、体育実技のみ残し体育講義は廃止すると回答した大学はなかった。総合単科大学の比較では、単科大学は、現行カリキュラムを改訂することなくそのまま必修とするが30.6%と高い値を示した。会議体の有無で比較すると、会議体を有する大学は、体育実技のみ残し体育講義は廃止すると回答した大学はないが、会議体の無い大学では2.9%存在した。

〔10〕新カリキュラムの検討、現行カリキュラムの存続における中心的な論点

新カリキュラムを検討するに際して、あるいは、現行カリキュラムの存続が既に決定されている場合には、下記の内いずれの項目を志向することが体育教員間の「最も中心的な論点」となりましたか、との6項目以内の複数回答の設問に関する有効回答大学数は134校で、以下に選択肢及び結果(図22. 表12.)を示す。

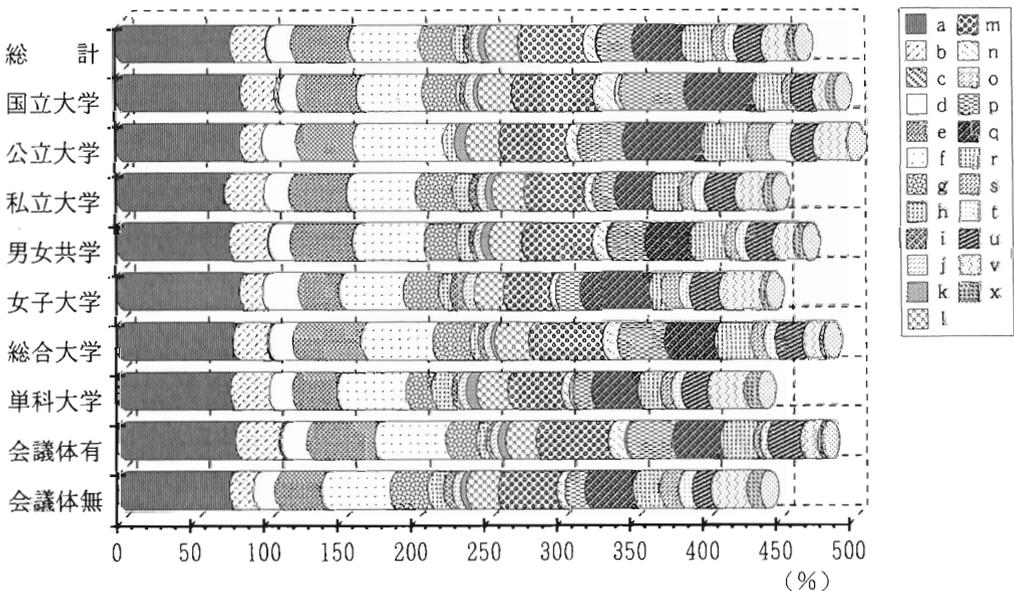


図 22. 新カリキュラムの検討、現行カリキュラムの存続における中心的な論点について

表 12. 新カリキュラムの検討、現行カリキュラムの存続における中心的な論点について

種 別	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	
総 計	78.4	24.6	0.7	16.4	39.6	47.8	22.4	9.0	3.7	5.2	4.5	22.4	
国立大学	85.3	23.5	2.9	11.8	41.2	44.1	23.5	2.9	2.9	5.9	2.9	23.5	
公立大学	84.6	15.4	0	23.1	38.5	61.5	0	7.7	0	0	7.7	23.1	
私立大学	74.7	26.4	0	17.2	39.1	47.1	25.3	11.5	4.6	5.7	4.6	21.8	
男女共学	77.1	26.6	0.9	14.7	42.2	48.6	22.0	9.2	2.8	4.6	5.5	22.9	
女子大学	84.0	16.0	0	24.0	28.0	44.0	24.0	8.0	8.0	8.0	0	20.0	
総合大学	79.5	23.1	1.3	16.7	46.2	48.7	25.6	5.1	3.8	5.1	2.6	23.1	
単科大学	76.8	26.8	0	16.1	30.4	46.4	17.9	14.3	3.6	5.4	7.1	21.4	
会議体有	80.3	30.3	1.3	17.1	46.1	48.7	21.1	6.6	2.6	5.3	5.3	21.1	
会議体無	75.9	16.7	0	14.8	31.5	46.3	25.9	11.1	5.6	5.6	3.7	22.2	
種 別	m	n	o	p	q	r	s	t	u	v	w	%合計	有効件数
総 計	45.5	8.2	0.7	23.9	33.6	20.9	8.2	7.5	18.7	17.2	5.2	464.2	134
国立大学	55.9	14.7	2.9	44.1	47.1	20.6	5.9	0	14.7	8.8	5.9	491.2	34
公立大学	46.2	7.7	0	30.8	53.8	30.8	15.4	15.4	15.4	23.1	0	500.0	13
私立大学	41.4	5.7	0	14.9	25.3	19.5	8.0	9.2	20.7	19.5	5.7	448.3	87
男女共学	48.6	9.2	0.9	25.7	30.3	23.9	7.3	7.3	18.3	14.7	5.5	468.8	109
女子大学	32.0	4.0	0	16.0	48.0	8.0	12.0	8.0	20.0	28.0	4.0	444.0	25
総合大学	51.3	10.3	0	32.1	34.6	24.4	9.0	7.7	19.2	11.5	2.6	483.3	78
単科大学	37.5	5.4	1.8	12.5	32.1	16.1	7.1	7.1	17.9	25.0	8.9	437.5	56
会議体有	50.0	10.5	1.3	31.6	32.9	23.7	3.9	5.3	22.4	11.8	2.6	481.6	76
会議体無	40.7	5.6	0	13.0	33.3	18.5	13.0	9.3	13.0	24.1	9.3	438.9	54

(%)

選択肢

- a : 保健体育科目を必修制にする。
- b : 保健体育科目を卒業所要単位に換算できる、選択科目制にする。
- c : 保健体育科目を卒業所要単位に換算できない、自由科目制にする。
- d : 体育実技の履修期間の拡大。
- e : 上位年次配当の体育実技クラスの開設。
- f : 体育実技の授業内容の充実。
- g : 体育実技における合宿、集中授業の拡大。
- h : 体育実技におけるクラス定員の削減。
- i : 課外体育や市民スポーツへの参加を一定の条件のもとに単位認定する方策。
- j : 疾病や障害を有する学生の為の授業の充実。
- k : 体育講義の履修期間の拡大。
- l : 体育講義の講義内容の充実。
- m : 理論と実技の一体化を図る。
- n : 体育実技の全体的な履修期間を縮小する。
- o : 体育講義の履修期間を縮小する。
- p : 保健体育科目の単位数に関する事。
- q : 保健体育科目の呼称をどうするかについて。
- r : 保健体育の理念に関する事。
- s : 保健体育教育に対する学問的要請に関して。
- t : 保健体育教育の自己評価に関する事。
- u : 保健体育教育の独自性を打ち出すこと。
- v : 保健体育教育と専門教育の接点を見いだす。
- w : その他。

現行カリキュラムの存在がすでに決定されているとき、体育教員間の最も中心的な論点は、総計で保健体育を必修にする 78.4%。体育実

技の授業内容の充実 47.8%。理論と実技の一体化を図る 45.5%。上位年次配当の体育実技クラスの開設 39.6%。保健体育科目の呼称について 33.6%等であった。国公立大学の比較では、国立大学は、保健体育を必修にするが 85.3%、理論と実技の一体化 55.9%、保健体育の単位に関することが 44.1%と高く、保健体育教育の自己評価に関することと回答した大学はなかった。公立大学では、体育実技の授業内容の充実 61.5%、保健体育教育に対する学問的要項に関すること 15.4%、保健体育教育の自己評価に関することが 15.4%と高く、自由科目制にする、合宿授業、集中授業制にする、課外体育や市民スポーツの参加で単位を認定する、疾病や障害を有する学生のための授業の充実、体育講義の履修期間の縮小と回答した大学はなかった。私立大学では、自由科目制の導入、体育講義の履修期間の縮小と回答した大学はなかった。男女別大学の比較では、女子大学は、保健体育科目の呼称問題 48.0%、体育実技の履修期間の拡大 24.0%、課外体育や市民スポーツの参加で単位を認定する 8.0%、疾病や障害を有する学生のための授業の充実が 8.0%と高く、自由科目制の導入、体育講義の履修期間の拡大、体育講義の履修期間の縮小との回答はない。総合単科大学の比較では、総合大学は上位年次の体育実技の開設が 46.2%と高く、体育講義の履修期間の縮小と回答した大学はない。単科大学では、卒業所用単位に換算できる選択科目制にする 26.8%、体育実技におけるクラス定員の削減が 14.3%と高く、卒業所用単位に換算できない自由科目制にするとの回答はない。会議体の有無で比較すると、会議体を有する大学では、上位年次の体育実技クラス策定 46.1%、保健体育教育の独自性を打ち出すことと答えた大学が 22.4%と高い。会議体の無い大学では、合宿授業、集中授業の拡大 25.9%、保健体育教育と専門教育の接点を見いだすこと

と答えた大学が 24.1%と高い。

#### IV. その他の項目

##### 〔1〕課外体育との関係

###### ①正課体育の教員が職務上直接関与する課外体育の指導体制、制度の存在

正課体育の教員が、体育会系等クラブの顧問、監督、コーチ等として私的な資格で課外体育に関わっている以外に、職務上、直接関与する課外体育一般の指導体制、あるいは、制度が存在していますか、との設問に関する有効回答大学数は 226 校で、以下に結果（図 23.）を示す。

職務上の課外体育指導体制、制度の存在については、総計で 22.6%の大学で存在し、国立大学が 31.9%と高く、公立大学は 8.7%と低い。

###### ②課外体育の指導体制、制度の存在している大学のプログラム提供

課外体育等に関する大学の提供プログラムを実施している大学では、実際にどのようなプログラム提供を行っていますか、との複数回答の設問に関する有効回答大学数は 50 校で、以下に選択肢及び結果（図 24.）を示す。

##### 選択肢

- a：サービス・プログラムであるスポーツ・セミナー等の立案・指導にあたっている。
- b：サービス・プログラムであるスポーツ相談等のカウンセリング業務にあたっている。
- c：サービス・プログラムである各種講演会等の企画・立案・実施にあたっている。
- d：その他。

課外体育等に関する大学の提供プログラムは、総計で 68.0%の大学は、学生へのサービスプログラムであるスポーツ・セミナー等の立案、指導であり、30.0%がスポーツ相談等のカウンセリング、16.0%が各種後援会の企画・立案・実施である。国公立大学の比較では、公立大学がスポーツ・セミナー等の立案指導にあたっている大学、スポーツ相談等のカウンセリング

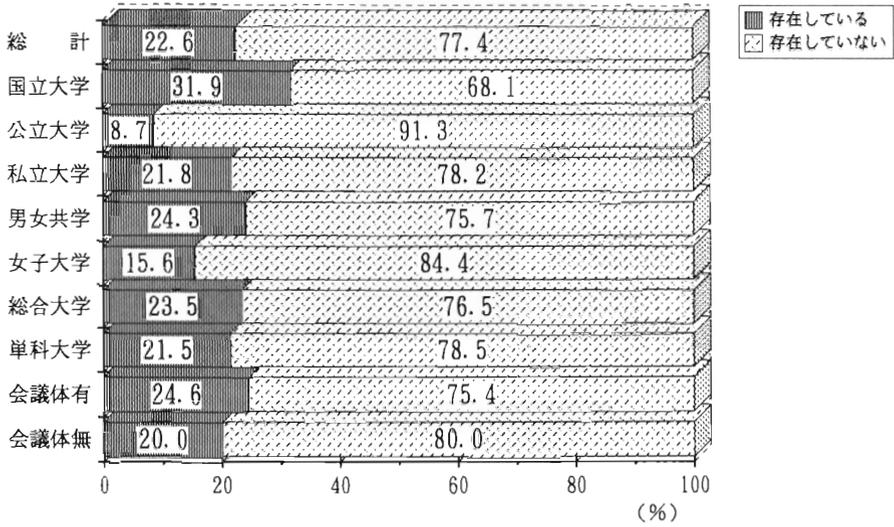


図 23. 正課体育の教員が職務上直接関与する課外体育の指導体制、制度の存在について

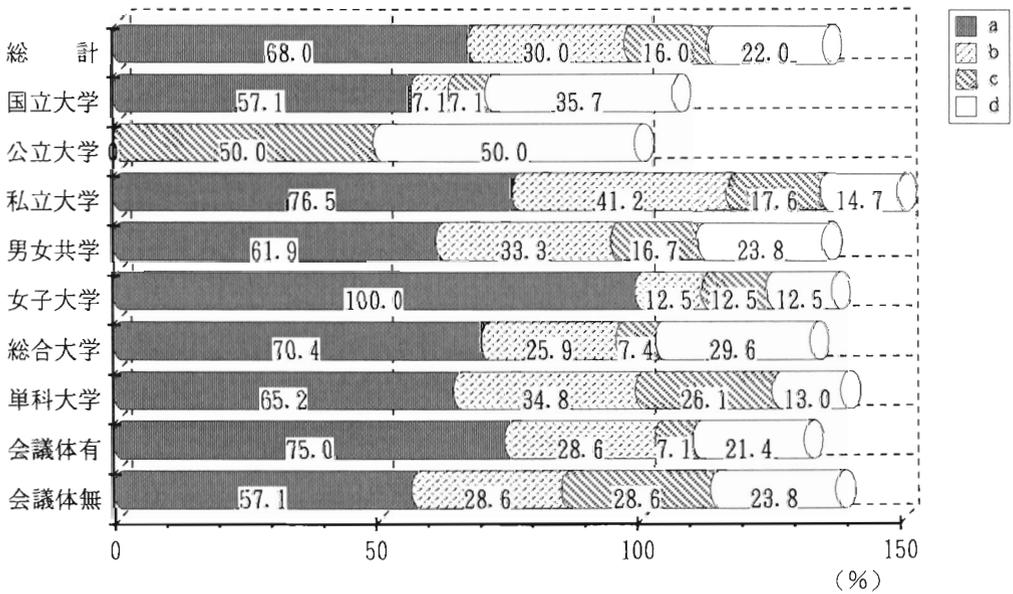


図 24. 課外体育の指導体制、制度の存在している大学のプログラム提供について

を行っている大学は存在せず、各種講演会等の企画・立案・実施が50.0%と高値を示した。私立大学では、スポーツ相談等のカウンセリング業務に当たっている大学が41.2%と高値であった。女子大学では、スポーツセミナー等の指導に当たっている大学は100%であった。

〔2〕アンケート記入責任者への個人的質問

①体育の名称変更

ここ数年間にわたる大学体育関係者の議論の中には、保健体育科目あるいは、体育という名称を変更すべきだとする議論がありましたが、これについてあなたはどうかお考えでしょうか、との設問に関する有効回答者数は218名で、以

下に結果（図 25.）を示す。

総計で 29.8%の記入者が変更した方がよいと答え、23.9%が変更しない方がよい、46.3%がどちらとも言えないであった。変更した方が

よいと回答した記入者が最も多いのは、国立大学で 50.0%であった。また、変更しない方がよいと回答した記入者が最も多いのは、会議体の無い大学 30.3%であった。

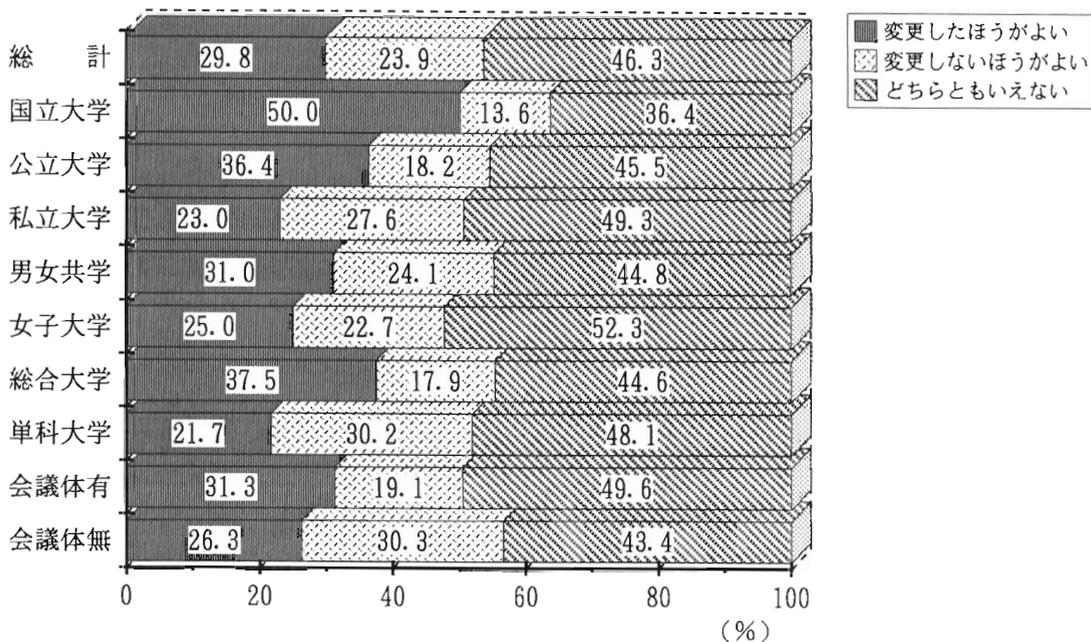


図 25. 体育の名称変更について

### ②教養科目の体育の位置づけ

あなたは、大学におけるいわゆる教養科目としての保健体育教育の位置づけは、教育課程における必修科目制、選択科目制、自由科目制に関してどのような見解をもたれていますか、との2つ以内の複数回答の設問に関する有効回答者数は 214 名で、以下に選択肢及び結果（図 26. 表 13.）を示す。

#### 選択肢

- a：必修科目であるべきと思う。
- b：選択科目（卒業所要単位に換算する）にすべきだと思う。
- c：自由科目（卒業所要単位に換算しない）にすべきだと思う。
- d：大学内における力学的関係において選択科目（卒業所要単位に換算する）になっても仕方がない。

e：大学内における力学的関係において自由科目（卒業所要単位に換算しない）になっても仕方がない。

f：その他。

教養科目の体育の位置づけについて、必修科目であるべきと答えた回答者は、総計で 81.8%、選択科目にすべきである 20.1%、大学内の力関係で選択科目になってもしかたない 8.9%であった。必修科目にすべきだと答えた回答者は公立大学に多く 91.3%であった。選択科目にすべきであると答えた回答者は、会議体を有する大学が 22.1%と最も高い。大学内における力関係で選択科目になってもしかたないと答えた回答者は、公立大学に多く 13%であった。

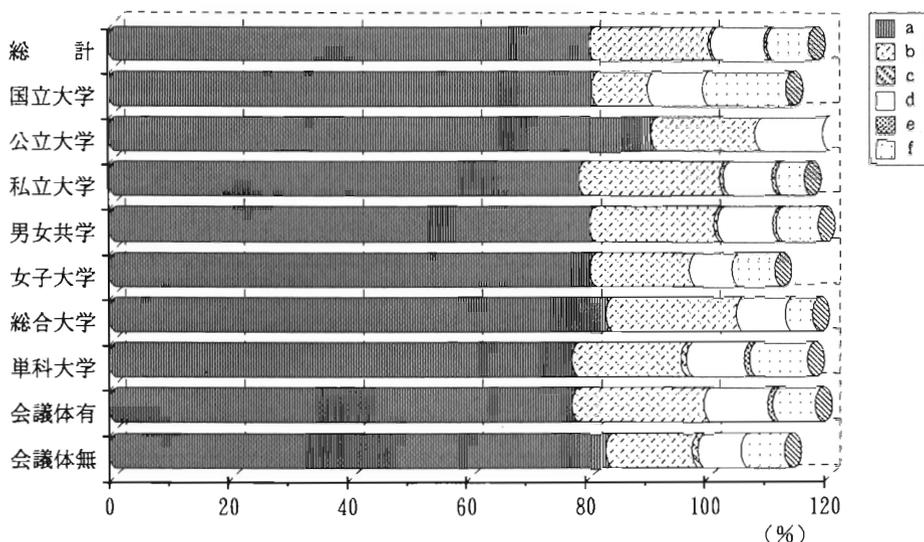


図 26. 教養科目の体育の位置づけについて

表 13. 教養科目の体育の位置づけについて

種 別	a	b	c	d	e	f	合 計	有効件数
総 計	80.8	20.1	0.5	8.9	0.5	7.0	117.8	214
国立大学	81.4	9.3	0	9.3	0	14.0	114.0	43
公立大学	91.3	17.4	0	13.0	0	8.7	130.4	23
私立大学	79.1	23.6	0.7	8.1	0.7	4.7	116.9	148
男女共学	80.8	20.9	0.6	9.3	0.6	7.0	119.2	172
女子大学	81.0	16.7	0	7.1	0	7.1	111.9	42
総合大学	83.6	21.8	0	8.2	0	4.5	118.2	110
単科大学	77.9	18.3	1.0	9.6	1.0	9.6	117.3	104
会議体有	77.9	22.1	0	10.6	0.9	7.1	118.6	113
会議体無	83.5	14.4	1.0	7.2	0	7.2	113.4	97

(%)

[総括並びに考察]

I. 国公立大学における比較

国立大学の特徴は、以下に示すとおりである。  
8.5%の大学では、体育施設がそれぞれの学部のキャンパスに点在し、それぞれの学部で独立して運用されていた。

53.2%の大学が、体育施設不足を授業運営の工夫で切り抜けていたが、体育施設不足のため商業施設を利用して授業をおこなっている大学、

カリキュラム編成に支障をきたしている大学は存在しない。

屋内の体育施設が不足なので休講をせざるを得ない大学は12.0%と多い。

一般教育全般に関して、全学的な立場で教育方法の立案や授業計画を審議する、恒常的な組織の存在が80.4%と高い。

新「大学設置基準」に対応するための新方針は、現行カリキュラムをより充実して必修にす

る大学が45.8%と多く、選択科目に改訂する、体育実技のみ残り体育講義は廃止する大学はなかった。

現行カリキュラムの存在が既に決定されているとき、体育教員間の最も中心的な論点は、保健体育を必修にする事が85.3%、理論と実技の一体化55.9%、保健体育の単位に関する事が44.1%と高く、保健体育教育の自己評価に関する事と回答した大学はなかった。

公立大学の特徴は以下に示すとおりである。

91.7%の大学では、体育施設が全てメインキャンパスに集中して存在しており、体育施設の不足している大学は皆無であった。62.5%の大学では授業運営には困っておらず、商業施設を利用している大学、カリキュラム編成に支障をきたしている大学の存在もなかった。屋内の施設が少ないので、雨天時には合併授業、教室での理論教育をおこなっている大学が71.4%と多いが、体育施設不足のため、雨天時に休講をせざるを得ない大学は存在しなかった。

新「大学設置基準」に対応するための新方針は、現行カリキュラムを縮小して必修にする大学が50%と高く、現行カリキュラムを改訂することなくそのまま必修にする、選択科目に改訂する、体育実技のみ残り体育講義は廃止する大学はない。現行カリキュラムの存在が既に決定している時、体育教員間の最も中心的な論点は、体育実技の授業内容の充実61.5%、保健体育教育に対する学問的要項に関する事15.4%、保健体育教育の自己評価に関する事15.4%が高く、自由科目にする、合宿授業、集中授業制にする、課外体育や市民スポーツの参加で単位を認定する、疾病や障害を有する学生のための授業の充実、体育講義の履修期間の縮小を新方針とした大学はない。

課外体育等に関する大学の提供プログラムを実施している大学では、スポーツ・セミナー等

の立案、指導、スポーツ相談等のカウンセリングを行っている大学は存在せず、各種講演会等の企画・立案・実施が50%と高値を示した。

私立大学の特徴は以下の通りである。

14.7%では、体育施設は殆どメインキャンパス内に所在しているが、その他のキャンパスにも分散していた。

37.9%の大学では、集中授業や合宿授業を実施し、通常の一般授業を減らしていた。

新「大学設置基準」に対応するための新方針は、卒業単位に換算できる選択科目に改訂する事が16.4%と高い。現行カリキュラムの存在が既に決定されている時の、体育教員間の最も中心的な論点として、自由科目の導入、体育講義の履修期間の縮小はない。

課外体育等に関する大学の提供プログラムを実施している大学では、スポーツ相談等のカウンセリング業務に当たっている大学は41.2%と高値であった。

国公私立大学を比較すると、体育施設の所在地では、全てメインキャンパス内に集中して所在している大学は、公立大学が91.7%と高く、私立大学の3.2%だけが、大学専有の体育施設を殆ど所有していない大学が存在した。体育施設を殆ど所有せずに授業運営していた私立大学の教育方針では、体育実技を実施するのは困難で、これからの体育実技の運営は非常に大変なものであろう。それに比して、公立大学では全てがメインキャンパスに集中している大学が多く、これからの体育に対する期待は充分持てるであろう。私立大学の3.2%では、日常的に商業施設を借用しなければならず、カリキュラム編成に大きな障害を起し、37.9%の大学で授業運営の工夫を集中授業や合宿授業を実施し、学内の一般授業のクラス数を緩和している。また、私立大学においては体育施設の不足、その

為の理事者側への対応が大きな問題として残ってしまう。学部の新設、増設計画でも国立大学は29.5%と高いが、私立大学は体育施設不足にも関わらず26.5%と低く、増設の理由も新学部設置のためである。過去10年程に体育施設を取り壊したり転用した大学は、公立大学が25.0%、私立大学14.7%、国立大学8.7%であった。数値のみを見ると私立大学は中間に位置しているようであるが、上述の体育施設不足を考えると大きな数値であることに気づく。

保健体育教育に関する全学的な委員会組織の存在も、国立大学では13.3%と高い値を示したが、私立大学では8.4%であった。大学教育のあり方を全学的な立場で検討する委員会の存在は、国立大学が89.1%と高い値を示したが、私立大学では70.8%、公立大学で66.7%であった。大学教育のあり方を全学的な立場で検討する機関は、国立、公立大学では、体育関係者の意見を直接、間接取り入れられているのに対して私立大学では、体育関係者の意見が殆ど届かない大学が6.4%存在し、体育関係者から意見を聴取する姿勢を持っていない大学は7.3%、体育関係者を全く無視している5.5%という結果が見られた。

体育施設の不足の中、体育教員の意見が通らなければ、これからの体育の存在は考えられない。このことを理事者側の問題として片づけてしまわずに何らかの方法を模索する事が体育教員のこれからの課題であろう

現行カリキュラム採用時期は、国立大学が早く、平均で1974年の採用であり、私立大学は1980年であった。旧カリキュラムの採用時期の平均値は、公立大学が1965年と早い。旧カリキュラムから、現行カリキュラムに改訂した際の最も中心的な論点は、国公立大学ともに体育実技の授業の充実が半数以上である。また、国立大学で体育講義の履修機関の拡大が論点の中心となった大学は存在していないが、公立大

学で25%、私立大学で5.3%存在した。

公立大学で合宿授業の拡大、クラス定員の削減、保健講義の充実、体育実技の全体的な履修期間を縮小することが中心的な論点となったと回答した大学は存在しない。また、体育実技の履修期間の拡大は33.3%、上位年次配当の体育実技クラスの設置41.7%、疾病や障害を有する学生のための授業の充実25%、体育講義の履修期間の拡大25%、体育講義の講義内容の充実50%、理論と実技の一体化をめざす33.3%、体育講義の単位に関する検討25%と国立大学、私立大学と比べて高値を示した。公立大学では多方面に渡り検討を実施し、このことが先ほどの体育施設所有の比較での有利性と関連していると考えられる。体育施設の少ない私立大学では、合宿授業の拡大、体育実技の全体的な履修期間の縮小を中心的な論点とした大学が多い。

大学設置基準に関連して、保健体育教育のあり方問題の検討を、公式な会議として行っているのは、国立大学が93.6%と最も高い。学部の新設、増設、再編成等の計画については、国立大学では、全学的な合意を得ている大学が38.1%と高く、公立大学では、計画はあるが具体的な動きがない大学が54.2%、私立大学では、計画が公表されていない大学が58.3%と高い。

新学部のカリキュラム編成に関して、体育教員の意見が尊重されている大学は、公立大学が100%、国立大学93.8%であるのに対し、私立大学では60%しかない。体育教員を軽視するのは、私立大学の特徴であろうか。新学部のカリキュラムにおける必修科目は、国立大学、公立大学では、体育講義のみ含まれている、保健体育科目は全く含まれていないと回答した大学は存在しなかったが、私立大学のみにおいて存在が見られた。公立大学は体育実技のみ含まれている大学が33%と最も高い値を示した。公

立大学では体育実技の必要性に重点を置いているようである。

卒業所用単位に体育講義、体育実技とも含まれている大学は、国立大学の場合、体育講義のみ含まれている大学は存在せず、公立大学では、体育講義のみ、体育実技のみ含まれているという大学はない。新学部のカリキュラムに卒業所用単位に換算できない自由科目として国立大学は、体育実技、体育講義ともに含まれている大学の存在が44%と最も高く、公立大学は33%であるのに対して、私立大学では4%しか開設されていない。国立大学、公立大学ともに体育講義のみ実施の大学はなく、公立大学においては、体育実技が含まれている67%で、全く含まれていない大学は存在しない。私立大学では、全く含まれていない大学が84%と最高の値であった。この結果からも公立大学においては体育実技の必要性を強く打ち出し、理解されている。

現在、新「大学設置基準」に対応するために、保健体育科目の在り方に関する検討を国立大学は、全学的な委員会が65.2%の大学が検討中、正課体育の会議体で新方針を策定し、関係部署に働きかけている大学が32.6%と高値で、新学部の設置委員会では既に方針が決定していると答えた大学はない。公立大学では、学部ごとに検討中47.8%、正課体育教員の会議体で検討中43.5%と高く、学部ごとに新方針が決定している、学部ごとに検討中との回答はなかった。

職務上の課外体育指導体制、制度の存在については、国立大学が31.9%と高く、公立大学は8.7%と低い。

以上のことから体育施設においては、公立大学が優位であり、私立大学で特に体育不足が目につき、体育組織機構では国立大学は各種委員会組織を有している大学が多いが、公立大学は少なかった。保健体育のあり方では私立大学よ

り国立大学に良く検討されている傾向が見られた。

## II. 男女別大学における比較

男女共学の特徴は、28.7%の大学で体育実技の授業運営をクラス定員を増やすなどして、なおざりにせざるを得ないと回答しており、女子大学の2倍以上の数値である。

一般教育全般に関して、全学的な立場で教育方法の立案や授業計画を審議する、恒常的な、組織の存在が56.2%と高い。

女子大学の特徴は以下に示すとおりである。

2.2%の大学では、体育施設の殆どを学外に孤立して有しており、大学専有の体育施設を殆ど有していない大学が6.5%も存在した。

一般教育全般の立場から保健体育教育のあり方を検討する研究組織の存在が4.3%と最も低い。

新学部のカリキュラムでは卒業所用単位に換算できない自由科目として、体育実技のみ含まれている大学は存在しない。

新「大学設置基準」に対応するための新方針は、体育実技のみ残し体育講義は廃止する大学はない。

現行カリキュラムの存在が既に決定されているとき、体育教員間の最も中心的な論点は、保健体育科目の呼称問題が48%、体育実技の履修期間の拡大24%、課外体育や市民スポーツの参加で単位を認定する8%、疾病や障害を有する学生のための授業の充実8%であり、自由科目制の導入、体育講義の履修期間の拡大、縮小はない。

課外体育等に関する大学の提供プログラムを実施している大学は、スポーツセミナー等の指導に当たっていない大学は存在しない。

女子大学と男女別大学の比較では、学部の新設、増設計画は、女子大学が30.2%と高く、

過去10年程に体育施設を取り壊したり転用した大学は、男女共学が15.3%と高い。この結果は女子大学が主に単科大学が多く、生徒不足を新学部等の新設、増設で補おうとしているのではないかと考えられる。

保健体育教育に関する全学的な委員会組織の存在は、男女共学が10.6%と高く、一般教育全般の立場から保健体育教育のあり方を検討する研究組織も19.2%と高い値を示し、大学教育のあり方を全学的な立場で検討する委員会の存在も76.4%と高い値を示した。大学教育のあり方を全学的な立場で検討する機関において、保健体育教育の在り方に関する意見を、体育専門家集団として、正規のメンバーとして意見を述べる事が出来るのは、男女共学が37.8%、女子大学は48.3%。特別委員として意見を述べる事が出来るのは、男女共学が35.6%、女子大学は41.4%。関連する学内組織から意見を述べる事が出来るのは、男女共学35.6%、女子大学37.9%。体育関係者の意見は殆ど通らないのは男女共学4.4%、女子大学3.4%であった。女子大学は男女共学と比して保健体育のあり方に関する意見を委員会で述べやすい。保健体育教育に関する意見を体育関係者から聴取する姿勢を持ち得ないのは、男女共学4.4%、女子大学6.9%。体育関係者を無視しているのは、男女共学3.7%、女子大学3.4%で、女子大学は男女共学に比べて、体育専門家の意見を聴取している大学が多い。これからの大学、大学体育を前面に打ち出している大学が多いのではないかと考えられる。

現行カリキュラム採用時期の平均値の差はあまり認められない。旧カリキュラムから、現行カリキュラムに改訂した際の最も中心的な論点は、男女共学が体育実技の単位に関する検討が20.7%と多い。女子大学では体育実技の授業内容の充実71.4%、保健講義の充実19%と高く、上位年次配当の体育実技クラスの設置、体育講

義の履修期間を縮小する、体育講義の単位に関する検討が中心的な論点に上がった大学は存在しない。

大学設置基準に関連して、保健体育教育のあり方問題の検討を公式な会議として行っている大学は、男女共学が66.9%で、女子大学は60.5%と殆ど差は認められない。

新学部のカリキュラム編成に関して、体育教員の意見が尊重されている大学は、男女共学で、81.6%であるが、女子大学では45.5%であった。新学部のカリキュラムにおける必修科目としての体育講義、体育実技の存在は、女子大学では共に含まれている大学しか存在しなかった。

現在、新「大学設置基準」に対応するために、保健体育科目の在り方に関する検討をどのように進めていますか、との質問に女子大学は、全学的な委員会は設置されていない大学が28.9%と高値であった。

### III. 総合単科別大学における比較

総合大学の特徴は以下に示すとおりである。

総合大学の22.0%は、体育施設の殆どはメインキャンパスに存在するが、その他のキャンパスにも存在している。

一般教育全般に関して、全学的な立場で教育方法の立案や授業計画を審議する、恒常的な組織の存在が63.2%と高い。

現行カリキュラムの存在が既に決定されているとき、体育教員間の最も中心的な論点は、上位年次の体育実技の開設が46.2%と高く、体育講義の履修期間の縮小と答えた大学はなく積極的な体育への取り組み姿勢が見られる。

単科大学の特徴は以下に示すとおりである。

大学教育のあり方を全学的な立場で検討する委員会の存在は、62.9%と低い値であった。

新学部のカリキュラムに卒業所用単位に換算できない自由科目として、体育実技、体育講義

ともに含まれている大学はない。

新「大学設置基準」に対応するための新方針は、現行カリキュラムを改訂することなく、そのまま必修とするが30.6%と高い値を示した。現行カリキュラムの存在がすでに決定されているとき、体育教員間の最も中心的な論点は、卒業所用単位に換算できる選択科目制にする26.8%、体育実技におけるクラス定員の削減14.3%が高く、卒業所用単位に換算できない自由科目にすると答えた大学はない。体育実技におけるクラス定員の削減は早急に実施されねばならない。しかし、自由科目では体育実技を増やし学生の運動量を増やす事が論点となった大学はない。

学部の新設、増設計画は、単科大学が27.4%と高い。過去10年程に体育施設を取り壊したり転用した大学は、総合大学が16.7%であった。保健体育教育に関する全学的な委員会組織は、総合大学が11.2%と高い値を示した。一般教育全般の立場から保健体育教育のあり方を検討する研究組織は、総合大学が20.0%と高い値を示した。大学教育のあり方を全学的な立場で検討する委員会は、総合大学が84.0%と高い値を示した。大学教育のあり方を全学的な立場で検討する機関では、正規のメンバーとして意見を述べるのが出来るのは、総合大学50.0%、単科大学25.0%、特別委員として意見を述べるのが出来るのは、総合大学35.4%、単科大学38.2%。関連する学内組織から意見を述べるのが出来るのは、総合大学34.4%、単科大学38.2%。体育関係者の意見は殆ど通らないのは、総合大学1.0%、単科大学8.8%。保健体育教育に関する意見を体育関係者から聴取する姿勢を持たないのは、総合大学1.0%、単科大学10.3%。体育関係者を無視しているのは、総合大学1.0%、単科大学7.4%で、単科大学では正規のメンバーとして参加している大学は、総合大学の2分の1である。

大学における体育教員の意見は総合大学が単科大学を大きく上回り聴取されている。総合大学では定員が多いこと、男女共学が多いことに関係し、意見が通るのであれば単科大学の今の対処の仕方が将来の体育のあり方を決定してしまうと考えられる。

現行カリキュラム採用時期は、平均の差は殆どない。旧カリキュラムの採用時期の平均値は、単科大学が1973年と遅い。旧カリキュラムから、現行カリキュラムに改訂した際の最も中心的な論点については、総合大学は体育実技の授業内容の充実70.6%、体育実技における集中授業の検討26.5%、体育実技におけるクラス定員削減35.3%、体育講義の講義内容の充実32.4%、理論と実技の一体化を目指す26.5%であった。単科大学では、上位年次配当の体育実技クラスの設置6.7%、体育実技における集中授業の検討4.4%、疾病や障害を有する学生のための授業の充実2.2%が低い値であった。疾病や障害を有する者の体育実技は、障害者の機能回復、生涯体育と関わり、健康に生活するすべを教授するものであるため、少数の受講者であろうが必要であることを前面に打ち出す必要を感じる。

大学設置基準に関連して、保健体育教育のあり方問題の検討を、公式な会議として行っている大学は、総合大学が81%と高く、単科大学は48.6%と低い。

学部の新設、増設、再編成等の計画については、総合大学は全学的な合意を得ている大学が29.1%と高く、単科大学では、公表されていない大学が56%と高い。新学部のカリキュラムにおける必修科目は、総合大学の場合、体育講義のみが必修となる大学は存在しなかった。

総合大学の場合、卒業所用単位に体育講義のみ含まれている大学は存在せず、体育実技のみ含まれている大学が9.4%で、全く含まれていない34.4%であったのに対し、単科大学では、

体育講義のみ含まれている大学が14.3%で、体育実技のみ含まれている大学はなく、全く含まれていない大学は14.3%であった。

現在、新「大学設置基準」に対応するための、保健体育科目の在り方に関する検討は、単科大学が、全学的な委員会で既に新方針が決定している大学が11.4%、正課体育教員の会議体で、まだ検討に着手していない大学が7.6%と高い。

#### IV. 会議体の有無における比較

学部の新設、増設計画は、会議体を有する大学が31.6%と高い。過去10年程に体育施設を取り壊したり転用した大学は、会議体を有する大学が16.0%であった。

保健体育教育に関する全学的な委員会組織の存在は、会議体を有する大学が13.3%と高い値を示した。一般教育全般の立場から保健体育教育のあり方を検討する研究組織の存在は、会議体を有する大学が22.0%と高い値を示した。一般教育全般の立場から保健体育教育のあり方を検討する研究組織の存在は、会議体の無い大学は7.9%と低い値を示した。

大学教育のあり方を全学的な立場で検討する委員会は、会議体を有する大学が82.6%と高い値を示した。大学教育のあり方を全学的な立場で検討する機関について、正規のメンバーとして意見を述べる事が出来るのは、会議体を有する大学50.0%、会議体の無い大学24.6%。特別委員として意見を述べる事が出来るのは、会議体を有する大学39.6%、会議体の無い大学30.8%。関連する学内組織から意見を述べる事が出来るのは、会議体を有する大学29.2%、会議体の無い大学46.2%。体育関係者の意見は殆ど通らないのは、会議体を有する大学3.1%、会議体の無い大学6.2%。保健体育教育に関する意見を体育関係者から聴取する姿勢を持っていないのは、会議体を有する大学4.2%、会議体の無い大学6.2%であった。体

育関係者を無視しているのは、会議体を有する大学2.1%、会議体の無い大学6.2%、と会議体の無い大学では正規のメンバーとして参加している大学は、会議体を有する大学の2分の1以下で、会議体の無い大学では、正規のメンバーとして意見を述べる事の出来る大学が大変少なく、体育専門家の意見を聴取していない大学も多い。

現行カリキュラム採用時期は、会議体のある大学は、平均で1977年で、会議体の無い大学は1981年である。旧カリキュラムの採用時期の平均値は、会議体の無い大学が1971年と遅く、カリキュラム終了時期も1986年と遅い。

旧カリキュラムから、現行カリキュラムに改訂した際の最も中心的な論点について、会議体の無い大学では、疾病や障害を有する学生のための授業の充実が5.0%と低く、体育講義の履修期間を縮小すると回答した大学は存在しなかった。

大学設置基準に関連して、保健体育教育のあり方問題の検討を、公式な会議として行っている大学の存在は、会議体を有する大学が86.6%と高いのに対して、会議体の無い大学では39.4%と最も低い値であった。

学部の新設、増設、再編成等の計画について、会議体を有する大学は、全学的な合意を得ている大学が28.7%と高く、会議体の無い大学では、公表されていないが56.5%と高い。

新学部のカリキュラムにおける必修科目として体育講義、体育実技が存在しているのは、会議体を有する大学の場合、体育講義のみが必修となる大学は存在しなかった。

会議体を有する大学は、卒業所用単位に体育講義のみ含まれている大学は存在せず、全く含まれていない大学が40%と高い。会議体の無い大学は、体育講義、体育実技ともに含まれていると回答した大学が最も多く73.3%であった。

現在、新「大学設置基準」に対応するために、保健体育科目の在り方に関する検討をどのように進めているのかは、会議体の無い大学は、学部ごとに既に新方針が決定している5.3%、新学部の設置委員会ではすでに方針が決定している6.3%であった。

新「大学設置基準」に対応するための新方針は、会議体の有無で比較すると、会議体を有する大学は、体育実技のみ残し体育講義は廃止すると回答した大学はないが、会議体の無い大学では2.9%存在した。

## [まとめ]

### I. 総計における集計結果について

集計された全ての大学における結果（総計）に考察を加えると、74.0%の大学は、体育施設はすべて、メインキャンパス内に集中して所在し、14.1%の大学では、体育施設の殆どはメインキャンパスに所在しているが、その他のキャンパスにも分散していた。つまり88.1%の大学においては、メインキャンパスを中心に体育施設を所有しており、2.2%の大学においては体育施設を殆ど所有していない大学が存在した。また、体育施設がメインキャンパスを中心に存在していたとしても39.0%の大学は体育施設の不足を授業運営の工夫で切り抜けている状態であった。授業運営に支障をきたしていない大学は50.0%であったが55.6%の大学は、屋内の施設不足が原因で、雨天時には合併授業、教室での理論教育を行っていた。一般クラス数の緩和の方法として集中授業や、合宿授業を行っている大学は28.9%であるが、体育実技の授業運営は、クラス定員を多くするなどして、なおざりにせざるを得ないと回答した大学が25.6%存在した。また、年間計画で、体育講義偏重のカリキュラムを組んでいる大学は存在しなかった。体育実技を充実させるための施設の不足は深刻なものであるが、しわ寄せとして、

なおざりにせざるを得ないと答えた大学が25.6%存在した。それらの大学は直ちに集中授業、合宿授業、それらに類似する授業方式を開発し、実施する必要に迫られていることを自覚する必要がある。

学部の新設増設計画を有している大学は27.0%であった。過去10年程に体育施設を取り壊したり転用した大学は、14.5%であった。

保健体育教育に関する全学的な委員会組織は、9.4%の大学においてしか存在せず、一般教育全般の立場から保健体育教育のあり方を検討する研究組織は、16.1%の大学においてしか存在していない。大学教育のあり方を全学的な立場で検討する委員会は、74.1%の大学において存在していた。

この大学教育のあり方を全学的な立場で検討する機関において、保健体育教育の在り方に関する意見を体育専門家集団として、どの程度述べるのが出来るのかとの複数回答の質問では、正規のメンバーとして意見を述べる事ができる39.6%。特別委員として意見を述べる事ができる36.6%。関連する学内組織から意見を述べる事ができる36.0%。体育関係者の意見は殆ど通らない4.3%。保健体育教育に関する意見を体育関係者から聴取する姿勢を持っていない4.9%。体育関係者を無視している3.7%。その他4.9%であった。一般教育全般に関して、全学的な立場で教育方法の立案や授業計画を審議する、恒常的な、組織は54.7%の大学に存在している。25.9%の大学では、大学のあり方を検討する委員会さえ出来ていない。また、少数の大学では体育教員の意見を無視する等、体育教育に関する理解力の低さが示された。

現行カリキュラム採用時期の平均は1979年である。旧カリキュラムの採用時期の平均値は、1969年であった。旧カリキュラムから、現行カリキュラムに改訂した際の最も中心的な論点

は、60.2%の大学が体育実技の授業内容の充実を挙げており、30.1%が体育実技における定員の削減。26.5%が体育講義の授業内容の充実。25.7%が理論と実技の一体を目指す事と続いた。大学設置基準に関連して、保健体育教育のあり方問題の検討を、公式な会議として行っている大学は65.6%であった。

学部の新設、増設、再編成等の計画については、22.4%の大学は全学的な合意を得ており、29%の大学は、計画はあるが具体的な動きがなく、計画が公表されていない大学は49.5%であった。新学部のカリキュラム編成に関して、体育教員の意見が尊重されている大学は、73.5%であった。新学部のカリキュラムに必修科目として体育講義、体育実技が存在しているのは81%、体育講義のみ含まれているのは9%、体育実技のみ含まれているのが9%、全く含まれていないのが7%であった。新学部の卒業所用単位に換算できる選択科目として体育講義、体育実技とも含まれている大学は、60.9%で、体育講義のみ含まれている4.3%、体育実技のみ含まれている6.5%、全く含まれていない28.3%であった。新学部のカリキュラムに卒業所用単位に換算できない自由科目として、体育講義、体育実技とも含まれているのは16.2%で、体育講義のみ含まれているのは5.4%、体育実技のみ含まれているのは10.8%、全く含まれていない大学は67.6%であった。

現行カリキュラムに改訂した際の中心的な論点であった授業内容の充実、体育実技の充実は完成されたのであろうか。完成されないまま大綱化によって中心的な論点が変わってきたのではないだろうか。新学部の新設、増設、再編成では体育教員の意見は通り、体育の生き残りも殆どの大学が可能である。しかし、今まで必修として存在していた体育は卒業単位に実技、講義ともに含まれる大学は60.9%となってしまう。体育の必要、不必要が大綱化の安易な解釈

で決まって良いのだろうか。保健体育教育のあり方に関する全学的な委員会で検討されるべきである。全学的な委員会で審議されていない大学に疑問を感じる。

現在、新「大学設置基準」に対応するための保健体育科目の在り方に関する検討は複数回答であるが52.3%の大学では全学的な委員会で検討中で、36.2%が正課体育の会議体で検討中、30.3%が学部ごと検討中、23.9%が正課体育の会議体で新方針を策定し、関係部署に働きかけている等であった。また新「大学設置基準」に対応するための新方針は、33%が現行カリキュラムを充実して必修にする。24.2%が現行カリキュラムを縮小して必修にする。19.8%が現行カリキュラムを改訂することなく必修とする。11%が保健体育科目は全て卒業所用単位に換算できる選択科目に改訂する。1.1%が体育実技のみ残り体育講義は廃止するであり、保健体育科目は全て卒業所用単位に換算できない自由科目に改訂する、講義形式の科目のみ残り体育実技は廃止すると回答した大学はなかった。現行カリキュラムの存在が既に決定されているとき、体育教員間の最も中心的な論点は、保健体育を必修にする78.4%。体育実技の授業内容の充実47.8%。理論と実技の一体化を図る45.5%。上位年次配当の体育実技クラスの開設39.6%。保健体育科目の呼称について33.6%等であった。

職務上の課外体育指導体制、制度の存在は、22.6%の大学で存在した。課外体育等に関する大学の提供プログラムを実施している大学では、68%が学生へのサービスプログラムであるスポーツ・セミナー等の立案、指導で、30%がスポーツ相談等のカウンセリング、16%が各種後援会の企画・立案・実施であった。

新大学設置基準に対応するための検討が全学的な委員会で52.3%の大学が検討中であるが、正課体育の会議体での検討が36.2%である事

には驚かされた。また現状のカリキュラムを充実させ必修とすると回答した大学が33%で、他は縮小の方向で検討されているが、この33%と先ほどの36.2%には関係があるとすれば恐ろしいものである。また、会議体を行った際の中心的な論点が保健体育の必修が78.4%である事を考えれば、会議体で正常な会議が実施されているのか、また体育の教員の意見が完全に通らないのか、それとも大学側の必要経費の関係であろうか。もしそうであるなら美しい建築物を建てる事よりも必要性を感じるのであるが、それは経営が大学を追い越したと理解すべきことなのだろうか。

## II. 体育施設について

体育施設については、その施設がメインキャンパスに所在している大学(a+d)は、会議体を有する大学88.4%、会議体の無い大学87.3%と大差無いのであるが、会議体の無い大学は大学占有の施設が殆ど無い大学が3.9%と、会議体を有する大学0.8%の5倍近い数値を示した。

会議体を有する大学では学生数に比して体育施設不足の為、授業運営の工夫で切り抜けている大学は48.4%、それに対して会議体の無い大学では27.5%であることから、会議体の無い大学は規模の小さい大学が多いと考えられる。そのため日常的に商業施設等を利用する大学が4.9%存在した。またカリキュラム構成に大きな障害が起こっている大学が4.9%存在したが、会議体を有する大学ではその二つの問題を有している大学は存在しなかった。

授業運営の工夫では屋内施設の絶対面積が学生数に比して不足なので、雨天時には合同授業を行ったり教室を利用して理論教育を実施している大学が、会議体を有する大学では55.0%、会議体の無い大学は57.1%であった。また、学外の商業施設を利用する授業を併用して

いる大学は、会議体を有する大学が18.3%と、会議体の無い大学の10.7%より高い値を示した。雨天時に休講にせざるを得ない大学は会議体を有する大学3.3%会議体の無い大学7.1%であった。

体育施設が学生数に比して不足の大学が多いのであるが、授業運営の工夫で切り抜けていると回答した大学の差は大きく(会議体を有する大学(以下、有)48.4%、会議体の無い大学(以下、無)27.5%)会議体で授業運営の工夫をすることの必要性が強く感じられる。しかし残念なことに授業運営の工夫が施設が少ないために理論教育、合同授業となる大学が半数以上で、学外の商業施設を利用せざるを得なく、1割(無)から2割(有)程度が学外の施設を利用している。また、雨天時には休講にせざるを得ないと答えた大学も会議体の無い大学に多く存在した。また、体育振興の必要性が要望され、体育施設が新設、増設される大学も会議体を有する大学で64.9%(無52.5%)と高い数値を示したが、過去に体育施設を取り壊し、転用された大学は会議体を有する大学が16%(無12.4%)と高い数値を示した。

体育施設についてはキャンパスの所在地、不足度、雨天時の授業、増設の有無において会議体の無い大学が不利な状況に置かれている。ただ体育施設の取り壊しについてのみ会議体を有する大学が高い数値であった。体育教員が2人以上存在する大学において、会議体が存在しないことには疑問を感じる。早急に会議体をつくり体育全般の全ての事項について検討する必要がある。

体育施設の少なさは、学生に体を動かす機会を与えないことである。運動能力の低い人間、頭でっかちの人間を創造していくのではないかと危惧する。運動が必要ななら体育に関する会議体は必要不可欠なものである。体を動かす(体育する)ということは、体を鍛えるだけでなく

学問と同じ、もしくはそれ以上、脳細胞を刺激する。体育で脳の働きを活発化し、健康を手に入れることも出来る。大学という最高の学問の場で今こそ再検討すべきである。それが時代の先取りともなり、体育施設の不足はなんとしても解消しなければならない第一の問題であろう。

### III. 体育組織機構について

体育の事務組織を有しているのは会議体を有する大学(17.2%)が多い(無4.9%)のであるが82.8%の大学に存在していない。体育振興について検討する委員会も会議体を有する大学(13.3%)が多い(無5.0%)。また、一般教育全般の立場から保健体育のあり方について研究する全学的な研究組織も会議体を有する大学(22.0%)が多い(無7.9%)。

会議体を有する大学において事務組織、委員会、研究組織が多く存在することは規模の大きい大学に会議体が多いと言うこともあるであろうが、全体的に事務組織、委員会、研究組織を有していない大学が8割程度存在するのは驚かされる。体育の必要性を打ち出し、働きかけ、まずは体育に関する委員会、研究組織を作り検討しなければ、教育の場、大学の保健体育の必要、不必要が経営者側の利潤の追求で片づけられてしまいかねない。

お金がかかるので鉛筆が買えない人は炭を使って代用できるかも知れないが、体育に変わる運動、それに関する運動の場を提供せずに体育の必要、不必要は、検討すべきでない。また、委員会、研究組織を持たずに専門的な検討がないまま体育の必要、不必要は語れない。検討組織の無い大学は、早急に検討組織を作らねたい。

### IV. 保健体育教育の「あり方」について

大学教育のあり方を全学的な立場で検討する検討委員会的な機関が存在するかの質問では会議体を有する大学では82.6%の大学で存在

し、会議体の無い大学では64.0%であった。その機関に体育専門家集団として、どの程度当該機関に意見を具申できるかでは、会議体を有する大学では正規のメンバーとして意見を十分に述べる事が出来るのは50.0%と会議体の無い大学(24.6%)の2倍以上の数値であった。特別委員として意見を述べる事が出来るのも、会議体を有する大学(39.6%)が多い(無30.8%)。間接的に意見を述べる事が出来るのは会議体の無い大学(46.2%)が多い(有29.2%)。また、体育関係者の意見が全く通らない(def)を合計すると、会議体の無い大学18.6%、会議体を有する大学9.4%と約2倍の数値であった。

一般教育全般に関する全学的な教育方法の立案、授業計画を審議する恒常的な組織は、会議体を有する大学(64.7%)が多い(無42.0%)。

現行カリキュラム採用時期は会議体の無い大学が4年遅れで、旧カリキュラム採用時期も3年遅れ、旧カリキュラム終了時期も4年遅れと会議体の無い大学においてはカリキュラムの実施、改訂に3年以上の遅れがみられた。また、現行カリキュラムに改訂した際の体育教員の中心的な論点は、会議体を有する大学、会議体の無い大学(以下、両大学)共に体育実技の授業の充実が挙げられたが、会議体を有する大学(66.7%)は、会議体の無い大学(47.5%)よりはるかに高い値であった。その差が最も現れたのは疾病や障害を有する学生のための授業の充実で会議体を有する大学(15.3%)が会議体の無い大学(5.0%)の3倍以上の数値を示した。

また、体育実技の履修期間の縮小と回答した大学は、会議体の無い大学10.0%、会議体を有する大学8.3%に対し、体育講義の履修期間の縮小は、会議体の無い大学0%、会議体を有する大学6.9%であった。なぜ、会議体の無い大学が0%であるのか検討すると、先程述べた

体育施設に関わる費用と保健体育の問題が再び提起される。そして、それに同調するような体育教員間の会議がもたれているのではないかと危惧する。

大学設置基準に関連して保健体育教員間で、保健体育のあり方を公式な会議としておこなっているか、との質問に関して会議体を有する大学では86.6%の大学で実施されているのに対し、会議体の無い大学では60.6%の大学が実施していない現状であった。学部の新設、増設、再編成では、会議体を有する大学では、全学的な合意がとれている28.7%、会議体の無い大学15.2%であった。その新学部のカリキュラムに会議体を有する大学では77.4%の大学が意見を述べる事が出来たが、会議体の無い大学では64.7%の大学でしか意見を述べる事が出来ていない。

会議体の無い大学で85%は、体育講義、体育実技が必修科目として含まれているのに対し、会議体を有する大学では78.8%であったが、会議体を有する大学では、体育講義のみ含まれている大学は存在しないが、会議体の無い大学では5.0%存在した。

選択科目として保健体育が含まれているのは、会議体の無い大学の73.3%が実技、講義ともに含まれており、会議体を有する大学では53.3%であった。選択科目として全く含まれていないのは、会議体の無い大学6.7%、会議体を有する大学40.0%であった。

自由科目としては、実技、講義ともに含まれているのは、会議体を有する大学18.5%、会議体の無い大学0%と、会議体を有する大学が高い値を示し、全く含まれていないのも会議体を有する大学66.7%、会議体の無い大学77.8%という数値を示した。

保健体育科目のあり方は、全学的な委員会で検討中が、会議体を有する大学55.0%、会議体の無い大学47.4%と多いのであるが、全学

的な委員会は設置されていない大学が、会議体を有する大学で14.2%、会議体の無い大学で23.2%存在した。また、学部毎に新方針が決定しているのは、会議体の無い大学5.3%、会議体を有する大学1.7%で、学部毎に検討中と答えた大学は、会議体を有する大学37.5%、会議体の無い大学18.9%であった。会議体を有する大学では、新方針を策定し、関係部署に働きかけている大学が31.7%で、会議体の無い大学(14.7%)の2倍以上の数値を示した。

新方針を会議体で検討中とした大学も会議体を有する大学(42.5%)が高い(無26.3%)値を示した。新方針の概略は、会議体の無い大学が現行カリキュラムを改訂することなくそのまま必修とする(25.7%)が高い(有16.7%)。また、全て自由科目とする大学や、体育実技のみ廃止する大学も両大学には存在しないが、会議体の無い大学において、講義のみ廃止する大学が2.9%存在した。

新カリキュラムの検討、現行カリキュラムの存続において、体育教員の中心的な論点は、理論と実技の一体化を図るが(有50.0%、無40.7%)最も多く、上位年次の配当の体育実技クラスの開設(有46.1%、無31.5%)、単位数に関することが中心的な論点となった大学は、会議体を有する大学(31.6%)が、会議体の無い大学(13.0%)の2倍以上の値であった。また、卒業単位に換算できる選択科目にすると答えた大学(有30.3%、無16.7%)が多く、保健体育の独自性を打ち出す(有22.4%、無13.0%)が高い値であった。会議体の無い大学では自由科目とする、講義の履修期間の縮小と答えた大学は存在しなかった。

旧カリキュラムから、現行カリキュラムに改訂した際の中心的な論点は、体育実技の充実が挙げられた。疾病や障害を有する学生のための授業の充実、会議体を有する大学が3倍以上の数値を示した。

会議体の無い大学は体育講義に関して履修期間を縮小する動きはないのであるが、体育実技の存続に関する検討機関も少なく、意見を述べる機関も少ない。新学部の設置等においても検討されること又、意見を述べる機会も少ないまま体育実技を中心に必修から外す方向に動いている。会議体を有する大学では検討する機関も多く、意見を述べる機会も多いのであるが、結果的に会議体の無い大学よりも多い割合で、実技、講義ともに必修から外す方向に動いている。旧カリキュラムから現行カリキュラムへ移行する際の中心的な論点が、体育実技の充実で、現行カリキュラムから新カリキュラムへの移行の中心的な論点は実技と理論の一体である。施設不足もさることながら、体育実技に関する理論武装を怠ったため、また、理論が机上の理論で実際的な理論とかけ離れていた。言い方を変えれば、身になる実技のための理論が少ないまま体操の授業をおこなっていた大学が多いのではないかとさえ思える。体育の必要性を考え関係部署に働きかけ、アピールしなければならない。体育教員自らの理論と実技の一体化を図り、考え直すときであろう。体育再考は体育教員各自が教育を見直し体育理論と実技の再考をおこなう事が必要で、その為にはどのように行動すれば関係部署も協力してくれるのであろうかという手管を考えて働きかけてもよいのではないだろうか。

## V. その他の項目

職務上直接関与する課外体育一般の指導体制、制度が存在すると答えた大学は、会議体を有する大学 24.6%、会議体の無い大学 20.0%と少なく、そのプログラムはスポーツセミナー等の立案、指導が多く（有 75.0%、無 57.1%）、各種講演会等の企画、立案、実施は、会議体の無い大学 28.6%と、会議体を有する大学（7.1%）の 4 倍以上の数値を示した。体育の名称変

更は、両大学とも半数近くがどちらとも言えないと答えたのであるが、会議体を有する大学の記入者は変更した方が良いと答えた者が多く、会議体の無い大学の記入者では変更しない方が良いと答えた者が多い。また、教養科目としての体育の位置づけは必修であるべき、が多く（有 77.9%、無 83.5%）、会議体を有する大学の記入者では自由科目とすべきだと答えた者はなく、会議体の無い大学の記入者は、大学内の力学的な関係で自由科目となってもよいと答えた者はいない。

課外体育としての指導体制は $\frac{1}{4} \sim \frac{1}{5}$ であった。その内容はスポーツセミナー等の企画、立案、指導が多く、会議体の無い大学は施設の少なさをカバーするかのようにならぬ各種講演会の企画、立案、指導に力を注いでいた。

記入者の意識として必修であるべきと答えた記入者が、会議体の無い大学に多く存在したことは体育は必要ながら経営者側の考え、施設の都合で必修から無理矢理外されてしまっている大学も存在するのではないかと思われる。

## 参考文献

- 石村貞夫, すぐわかる統計解析, 東京図書, 1994  
井関敏之他, 運動選手の健康管理とその意義, 大阪市中央体育館体育医事年報 10, 1971  
宇土正彦他, 体育館理学入門, 大修館書店, 1976  
笈田欣次他, 保健体育教育の実施状況等に関する調査, 関西大学文学論集, 1994, 第 3 号  
関西大学体育学教室, 体育の手引き, 関西大学, 1994  
岸本幸次郎他編訳, 教育経営学の基礎理論, コレール社 1986  
日本体育協会スポーツ科学委員会, 日本体育協会スポーツ科学研究報告書, 日本体育協会, 1985  
保健体育課教育の研究編集委員会, 保健体育課教育の研究, 不昧堂出版, 1975  
前田如矢, 教養課程の健康科学, 金芳堂, 1992

松浦義行, 体育スポーツ科学のための統計学,  
朝倉書店, 1989